

平成19年度

業 務 実 績 報 告 書



平成20年6月

公立大学法人奈良県立医科大学

全体的な状況

平成19年度は、本学法人化スタートの年であり、法人運営の基盤づくりを着実に実施するとともに、法人化のメリットを活かした改善に向けた取組みを推進していくことなどに重点を置いて年度計画を設定した。年度計画の達成に向けた取組みを進めた結果、概ね予定した成果を得ることができた。主な取組み状況は、以下のとおりである。

I 教育・研究・診療等の質の向上

(1) 教育研究の質の向上

○医学科における6年一貫教育を着実に推進

「MDプログラム奈良2006」に基づき、医学科における6年一貫教育を着実に推めていくために、次の取組みを実施した。

- ・医学科での早い学年において医学に触れる機会を持たせるため、第1学年及び第2学年で「医学特別講義」を実施するとともに、第1学年で「医学特別実習」を導入
- ・第2学年の「医学の基礎コース1」を後期から前期に移行
- ・第3学年において、生化学、解剖学、生理学のアドバンスコース、問題解決型学習(PBLチュートリアル)を導入する一方、平成20年度からのカリキュラムに奈良県大学連合が行っている単位互換制度を活用したコンソーシアムを設定
- ・第4学年で基礎医学の一部と臨床医学を統合した統合カリキュラムを実施

○看護学科のカリキュラムを充実

- ・第1学年で問題解決法(IBL)を用いた授業及び「基礎看護学実習」を、第2学年及び第3学年の臨地実習において看護過程の展開を実施した。
- ・現行カリキュラムの内容を検証し、その改正に向けて検討を実施した。

○地域医療を担う優秀な人材を確保

地域に定着する医師を増やすために、次の取組みを実施した。

- ・平成20年度入学試験を次のとおり見直した。
 - ・緊急医師確保特別入学試験を実施し、5名の定員増を図った。
 - ・県内在住者又は県内高校の出身者を対象として、10名の地域枠を設定
- ・平成20年度から、一定期間、県内の特定診療科や地域医療に勤務すれば返済を免除することを条件に支給される県奨学金を活用して、緊急医師確保特別入学試験による入学者のほか、医学生や臨床研修医の地域定着を図る。

また、地域に定着する看護師を増やすために、入学試験の見直しを行い、平成20年度編入学試験に県内生枠10名を設けるとともに、平成21年度入学試験では、さらに20名の県内生枠を増やすこととした。

○修士課程(医科学)の設置に向けた取組みを推進

平成20年4月の修士課程(医科学)の設置に向けて取組みを行った結果、文部科学省の認可を得、3名の入学者を決定した。
一方、修士課程(看護学)の申請は取り下げた。

○同志社女子大学と包括協定を締結

本学と同志社女子大学の相互発展のため、平成19年6月26日に学術交流等の包括協定を締結した。平成19年度には、シンポジウムを開催するとともに、同志社女子大学学生による院内コンサートが本学附属病院において実施された。

○産学官連携推進に向けた基盤づくり

産学官連携を進めていくために、産学官研究交流促進グループを設置し、産学連携の基本的な考え方として、産学連携推進ポリシー(案)、知的財産ポリシー(案)及び利益相反ポリシー(案)を作成した。

(2) 診療の質の向上

○患者の視点に立った取組みを推進

- ・平成20年1月から外来患者用の待合椅子とA病棟の一部診療科のベッドを一斉に更新した。
- ・また、平成20年4月からクレジットカードによる医療費の支払いができるよう、体制を整えた。
- ・病院の各フロアに携帯電話を利用できるエリアを設定した。

○医療安全の徹底化

- ・インシデント、アクシデントの発生状況を把握し、各部署に配置されているリスクマネージャーを中心に医療安全対策の実施を徹底させた。
- ・職員等の研修の場として医療技術トレーニングルームを設置した。

○地域医療を支える医師を養成

地域医療を支える医師養成のため、次の取組みを実施することにより、臨床研修医等の確保を図った。

臨床研修医(歯科医師を除く)

平成18年度38名→平成19年度52名→平成20年度88名

- ・臨床研修医及び医員の報酬額を改善

臨床研修医 報酬月額216,000円→250,000円

医員 報酬日額10,300円→15,000円

- ・臨床研修医が研修に専念できる体制を整えるため、看護補助及び病棟クラークを配置

看護補助 21所属のうち19所属に配置

病棟クラーク 17病棟に18名を配置

- ・臨床研修協力病院との連携を強化するとともに、研修ニーズに合わせて研修期間を月単位から週単位に見直し

○総合周産期母子医療センターの暫定整備を着実に実施

平成20年5月の供用開始に向けて、総合周産期母子医療センターの暫定整備を着実に実施した。

II 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の基盤整備

○理事長がリーダーシップを発揮できる体制づくり

- ・理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営が可能となるよう、毎週1回、役員会を開催した。
- ・医学部長及び病院長を副学長に位置づけ、理事長補佐機能の整備を図った。
- ・教員及び職員が一体となって法人運営に積極的に取り組むための体制を構築するために、学長(=理事長)及び副学長の選考にも事務職員及びコメディカルを参画させた。

○病院長を中心に病院経営の改善を推進する体制を整備

- ・平成20年4月からの病院長専任化を図った。
- ・病院長を中心として副院長等を構成メンバーとする病院経営・運営会議を毎週1回、開催し、病院運営の問題点を把握し、対応策を検討する体制を構築した。
- ・病院業務運営の問題点について、現場の声を聴くために随時、病院長ヒアリングを実施した。

(2) 人事の適正化

○教員に任期制を導入

法人化以前から在籍した教員に任期制(任期6年)の同意を要請し、86%の教員から同意を得た。なお、法人化後に採用した全ての教員に任期制を導入した。

○医師・看護師の定着・確保を推進

- ・医師の定着・確保のため、次の取組みを実施した。
- ・平成20年4月から臨床教員給料の初任給水準を見直すとともに、給料調整額を付与するなど、処遇の改善を図ることとした。
- ・医師が本来業務に専念できるように、看護補助及び病棟クラークを配置

また、看護師の定着・確保を図るため、次の取組みを実施した。

- ・平成20年2月から夜間看護手当の引き上げを実施
(6,600円→10,000円)
 - ・育児環境の整備を図るため、平成19年6月から週1回24時間保育を実施するとともに、送迎用駐車場を確保
 - ・看護師採用方策を充実
 - ・看護師向け就職情報誌及び情報サイトに募集広告を掲載
 - ・県内の看護師養成学校への訪問及び就職説明会の実施
 - ・本学教職員による勧誘活動の実施
 - ・採用試験の簡素化、採用年齢の制限を撤廃
- (看護師の採用状況)
- 平成19年度途中採用 27名
- 平成20年4月新規採用 70名

一方、平成19年度中に97名の看護師が退職したことから、病院の円滑な運営に十分な看護師の確保には至らなかった。

○ 状況の変化に応じ、事務組織の見直しを実施

- ・平成19年4月から事務組織を2部制(法人企画部・病院経営部)に再編した。
- ・平成20年4月から課内室を廃止するほか、債権管理部門及び物品調達部門に担当補佐を新設、病院総合相談窓口を設置するなど、重点業務に人員を配置することとした。

Ⅲ 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

○ 文部科学省科学研究費の獲得を大幅増

科学研究費応募前に効果的な応募を行うための方策などについて説明会を開催するなどの取組みを行った結果、対前年比で件数17.7%、金額18.4%の増となる文部科学省科学研究費を確保することができた。

○ 病院収入を安定的に確保

看護師の充足が十分でなかったことなどから、病床稼働率が前年度に比べて低下した(90.2%→85.2%)が、各診療科において平均在院日数(一般病床)の短縮に努めた(18.2日→16.6日)ことなどにより入院患者の平均単価を上げ、前年度以上の病院収入を確保することができた。

なお、病院収入確保のため、次の取組み等も実施した。

- ・クリニカルパスを構築(17診療科で25個のパスを構築)
- ・地域医療連携を推進(入院患者の退院支援を前年と比べ、大幅増した。(8件→75件))
- ・診療情報管理士及び病棟クラーク等による診療報酬請求内容のチェックを実施

(2) 経費の抑制

○ 新給与制度を構築し、人件費を抑制

職員のやりがいの喚起、人材の確保にも配慮しながら、人件費抑制となるよう、法人採用の職員の給与制度を構築し、平成20年度から適用することとした。

○ 医薬・診療材料費及び医療機器購入経費等を削減

- ・手術キットの見直し、ジェネリック医薬品の導入(14医薬品)を実施したほか、高額購入品目を中心に価格交渉を行い、医薬・診療材料費の削減を図った。(医薬・診療材料費比率45.2%)
- ・ランニングコストを含めた総額ベースで価格交渉を行い、MR・CTなどの医療機器購入経費を削減した。
- ・臨床検査委託業務を拡大し、経費削減をした。

IV 今後の本学のあり方を見据え、施設整備の方向を明確化

県と協議を行い、今後の本学のあり方を見据え、次のとおり、施設整備の方向を明確にした。

- ・総合周産期母子医療センターの本格整備をA病棟で実施
- ・これに関連して、老朽化しているA病棟のリニューアルを図るとともに、旧D病棟において臨床研修センターの暫定整備を実施
- ・外来患者のアクセスに配慮した位置に外来棟を新たに整備

・本学のさらなる発展や現敷地が狭隘化していることなどを踏まえ、大学の一部を移転することも含め、旧耐震基準に基づき昭和56年までに整備された施設の整備計画を策定し、整備に向けた取組みを推進

・また、医師・看護師を確保するため、医師・看護師研修センター棟を整備

V 自己点検・評価、情報公開、安全管理等

○自己点検・評価体制を構築

年2回、年度計画の取組み状況を役員会・教育研究審議会・経営審議会において把握、進捗状況を評価するとともに、進捗が遅れている取組みに関して今後の取組み計画についての説明を求め、年度計画の適切な遂行に努めた。

○情報公開を適切に実施

・奈良県情報公開条例、奈良県個人情報保護条例に基づき、情報公開及び個人情報保護の取扱いを適切に行った。
・また、ホームページのトップページの構成を見直すなど見やすさの改善を図るとともに、ホームページ・学報等を活用して、適宜、学内情報の公開に努めた。

○敷地内禁煙を実施

平成20年4月から敷地内禁煙を実施することとした。

[年度計画を大幅に下回っている取組み]

○プリセプターシステムを試行したが、取組みが進展しないことから、当面、学生の自主的、主体的な取組みに委ねることとした。

○本学を中心とした奈良メディカルネットワークの構築に向けた検討を行う予定であったが、構築に向けたワーキンググループのメンバー構成等の検討にとどまった。

など

項目別評価 細目表

中期計画		年度計画		法人自己評価								
				年度計画の達成状況及び評価の理由						評価		
項目	I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成するための措置			A	21	B	114	C	35	D	8	
	1 教育に関する目標を達成するための措置			A	8	B	68	C	21	D	3	
	(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置			A	3	B	21	C	10	D	1	
学士課程												
	1	人文科学・社会医学・自然科学などの分野に関する幅広い基礎知識と技術を教授する体制を強化する。	1	一般教育を第1学年から第3学年まで実施する新しいカリキュラムに基づき、平成19年度は第2学年後期において一般教育(講義・演習・実習)を実施する。	・「MDプログラム奈良2006」において、平成19年度第2学年後期に「医に関わる倫理学」「医療統計学」など一般教育6科目を設定し、実施 ・平成20年度からは一般教育を第3学年まで実施 ・第3学年に「コンピュータ・医用数理」「いのちのしくみ」「コンソーシアム」「医学・医療概論」を配置						A	
	2	国際的なコミュニケーション及び異文化理解に必要な語学力を修得させるために外国語教育の充実を図る。	2	英会話ラウンジにおいて、ネイティブスピーカーと異文化の議論ができる程度の英会話力を養える環境を整える。	一般教育校舎に「英会話ラウンジ」を設置し、外国人非常勤講師との英会話を週2回実施						B	
	3	医療従事者としての公共的使命、社会的責任及び倫理観を育成するために、少人数学習、学外の有識者を交えての討論会等、医療倫理にかかわる実践的な教育の充実を図る。	3(1)	医学科では、第4学年において「実践的医療倫理」(講義・演習・少人数学習)を行う。	第4学年後期に「実践的医療倫理」を設定(平成20年1月実施)						B	
			3(2)	看護学科では、第1学年において生命倫理及び看護倫理の授業を行う。	・平成19年4月から第1学年において生命倫理及び看護倫理の授業を実施 ・看護学科教育検討部会及びカリキュラム部会において、平成21年度から実施する「新カリキュラム」を検討中(平成20年7月申請予定)						A	
	4	医療人としての豊かな人間性を涵養するために、医学入門(アーリーメディカルエクスポージャー)等によって動機付けを行うとともに、ボランティア活動、地域社会との交流、地域での体験実習、医療現場での実習を積極的に導入する。 ※アーリーメディカルエクスポージャー: 早期医療体験実習	4(1)	第1学年・第2学年において「医学特別講義」を行う。	「MDプログラム奈良2006」において、平成19年4月から「医学特別講義」を第1学年前後期、第2学年後期に設定し、実施						B	
			4(2)	第1学年に「医学特別実習」を新設する。	「MDプログラム奈良2006」において、平成19年度第1学年後期に「医学特別実習」を設定(平成20年2月～3月に実施)						B	
	5	医療人としての幅広い教養と高い見識を涵養するため、平成21年度より他大学(国外を含む。)との単位互換を含めた一般・教養教育システムの充実を図る。	5	奈良県大学連合における単位互換制度を利用した一般教育の履修を実現するためのカリキュラムのあり方及び実施体制について検討する。	・「MDプログラム奈良2006」において、第3学年に「コンソーシアム」として単位互換制度を設定 ・奈良県大学連合の「奈良県内大学単位互換協定」に加入し、年度内を目途に派遣及び受入についての調整を実施						B	

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
6 医学・看護学に関する基本的な専門知識・技能を系統的に教授するばかりでなく、進歩著しい今日の科学成果を効果的に教授するシステムを開発する。	6 進歩著しい今日の科学成果を効果的に教授するシステムについて、その開発及び実施に向けてのアクションプランを開発する。	・「MDプログラム奈良 2006」の実施に向け、カリキュラム部会等で必要な改善事項について検討 ・6学年における「キャップストーンコース」実施を提案	C
7 医学・看護学に関する課題探究能力、問題解決能力、論理的かつ批判的に考察する能力等を重視した教育を強化する。	7(1) 医学科においては、第3学年において問題基盤型学習(PBLチュートリアル)、第5・6学年の臨床実習において症例中心問題基盤型学習及び「根拠に基づいた医療(EBM)」の授業を行う。 ※ PBL(Problem-based Learning)チュートリアル: 学生を少人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法 ※ EBM(Evidence Based Medicine): 根拠に基づく医療	・第3学年について、平成20年1～2月にPBLチュートリアルを実施 ・第5学年について、平成19年4月から症例中心問題基盤型学習及び「根拠に基づいた医療(EBM)」の授業を実施 ・第6学年について、平成19年7月から症例中心問題基盤型学習及び「根拠に基づいた医療(EBM)」の授業を実施	B
	7(2) 看護学科においては、看護専門科目について自己主導型学習を基盤に問題解決法を用いた授業を第1学年より行う。	・IBL(Inquiry Based Learning)を用いた授業を第1学年に導入 ・FD委員会で、教員に対する自己主導型学習 についての研修を実施	B
8 卒業時点で医療を担うことができる高い実践的臨床能力(コミュニケーション能力を含む。)を重視した教育システムを確立する。	8 エポック(EPOC)を用いたオンライン評価により、クリニカル・クラークシップの評価を厳密に行う。 ※ EPOC(Evaluation System of Postgraduate Clinical Training) : インターネットを利用した臨床研修評価システム ※ クリニカルクラークシップ: 診療参加型臨床実習	・EPOCを用いたオンライン評価を試行したが、入力事務に過度の負担がかかることなどから、取組みを中止 ・新たな取組み方法について、引き続き検討	D
9 医療に携わる専門職がお互いの立場を尊重し、良好なチームワークを構築できる人材を育成する。	9(1) 医学科においては、医療関係職種役割を早期に理解できるように医学特別実習を第1学年で実施する。	「MDプログラム奈良2006」において、第1学年後期に医学特別実習を設定(平成20年2月～3月に実施)	B
	9(2) 看護学科においては、医療職者の役割を早期に理解できるように基礎看護学実習 I (集中実習)を第1学年で行う。また、実習施設は大学附属病院とする。	平成19年4月から第1学年の基礎看護学実習を附属病院において実施	B
10 生涯にわたって学問を探求し、自己主導型学習を行い、自己評価できる能力を涵養する。	10(1) 医学科においては第3学年で問題基盤型学習(PBLチュートリアル)を行う。 ※ PBL(Problem-based Learning)チュートリアル: 学生を小人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法	以前から実施していたPBLチュートリアルを「MDプログラム奈良2006」において、第3学年後期に設定(平成20年1～2月実施)	B
	10(2) 看護学科においては、第3学年の臨床実習において看護過程の展開(問題解決法)を実践する。	平成19年4月から第3学年の臨床実習において看護過程の展開(問題解決法)を実施	B

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
11	社会活動、地域医療への学生の参加を推進し、地域医療においてリーダーシップを発揮できる医療人を育成する。	11	地域医療においてリーダーシップを発揮できる医療人を育成するためのカリキュラムを開発する。	・クラブ活動において指導的な役割を担う第3学年を対象にリーダーズセミナーを開催 ・医学科において、クラブ活動、ボランティア活動に功績があった学生及びクラスのリーダーとして顕著な活躍があった学生に対し、平成18年度に引き続き「厳樞賞」を授与 ・看護学科については、平成19年度から同様な趣旨で「華樞賞」を設け、該当する学生を表彰 ・緊急医師確保特別入学試験を実施し、平成20年度から5名の定員増を行う。	A
12	進歩著しい医学・医療を主体的に修得し、県民に高度先進医療を提供できる医療人を育成する。	12	臨床教育における On the Job Training を促進する。 ※ On the Job Training: 学生を医療スタッフの一員として位置付け、医療の場で実践的に教育・指導する方法	第5学年、第6学年を対象として臨床実習を実施	B
13	教育の成果・効果の検証等を体系的に継続して実施し、その結果を公表する体制を整備する。	13	学生による授業評価(科目別、教員別)を実施し、公開して改善に役立てる。	・授業評価要項を策定(平成19年7月) ・学生による授業評価を実施 ・医学科における教員別授業評価は、平成19年度に準備を行い、平成20年度から実施 ・平成20年度以降において、教員の自己授業評価、同僚評価、第三者評価の実施についても検討	C
大学院課程					
1	創造性豊かな研究活動を自立して行うことができる、深い専門性と高度な技術を修得した人材を育成するためのプログラムの充実を図る。	1	創造性豊かな研究活動を自立して行うことができる、深い専門性と高度な技術を修得した人材を育成するためのプログラムをさらに充実させる。	大学院運営委員会で教育プログラムに必修と選択を設けることなどについて検討	C
2	国際的な視野を持ち、国際的に活躍できる豊かな知性・教養及び高度な専門的能力の教育を強化したシステムを構築する。	2	国際的コミュニケーション能力を育成するカリキュラムを実施する。その一つとして、海外からの研究者のセミナーを活発に開催するシステムを整備する。	平成19年5月に海外の研究者を招き、セミナーを開催 講師：タイ・コーンカーン大学准教授 キマボーン・カマナロング氏 テーマ：「タイ人の肉眼解剖」	B
3	国際交流センターを設置し、留学生の積極的受入れ、外国の大学との交流協定の締結推進、大学院学生の海外留学や海外での研究発表の奨励等を積極的に行う。	3	国際交流センターを設置し、留学生の積極的な受入体制の整備、外国の大学との交流協定の見直し整備、大学院生の海外留学や海外での研究発表の奨励のための財源の確保に努める。	・他学の交流センターの状況について調査 ・受入れ体制の整備、協定の見直し、財源確保の具休案について検討を行った。 ・平成20年4月からのイギリス・オックスフォード大学との学術交流協定の締結に向け取組みを行った。	C

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
4 医学研究科修士課程を設置し、医学・医療・看護学関連領域で基本となる共通教育科目、専門性をのばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目の内容の充実を図る。	4 医学研究科修士課程の設置に向けて、医学・医療・看護学関連領域で基本となる共通教育科目、専門性をのばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目など科目の選定、研究指導教員及び補助教員の確保について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月開設を目指し、大学院修士課程検討部会で検討 履修科目、指導教員及び指導補助教員の設定を行い、役員会の承認を経て、大学院修士課程(医科学)を文部科学省に申請(平成19年6月) 修士課程(医科学)について、平成19年11月に認可を得、学生募集を開始 平成20年度修士課程(医科学)入試を実施し、5名の定員に対し3名が入学 修士課程(看護学)は5名申請したが、取り下げた。 	C
5 質の高い博士論文となり得る研究テーマを指導できる研究指導体制の充実を図り、そのテーマを実現できる施設・機器の充実を図るとともに、研究を完遂できる研究費を確保することに努める。	5(1) 博士課程の研究指導教員及び補助教員の募集・審査・参加を随時行う。	博士課程の指導教員及び指導補助教員の推薦を依頼(7月13日締切し、推薦された教員から指導教員及び指導補助教員を決定	B
	5(2) 大学院生による研究指導教員の研究指導の評価と研究指導教員による大学院生の評価を双方向に行い、研究指導体制の改善に努める。	大学院運営委員会で評価の実施方法について検討	C
	5(3) 大学院研究シンポジウムを開催し、大学院生の研究プロセスの発表の機会を設け、大学院研究科全体での討論、アドバイスを心得、研究の質の向上に努める。	平成20年6月25日に第3年生の研究発表会を開催することを決定	C
	5(4) 総合研究施設の施設・機器の利用状況・希望をアンケートで把握し、それらの充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 先端医学研究機構施設部運営委員会を開催し(平成19年7月)、希望備品アンケート実施を決め、アンケート結果をもとに10月の同委員会で備品を絞り込み、平成20年度で予算化 総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況調査を実施 	B
	5(5) 施設・機器の使用状況、管理状況をRI・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会で把握し、予算を含め早急に対処する。	<ul style="list-style-type: none"> RI委員会(平成19年6、9、12月、平成20年3月)、動物実験委員会(平成19年11月)、組換えDNA実験安全委員会(平成19年6、9月)及び先端医学研究機構施設部運営委員会(平成19年7、10月)を開催し、状況を把握 RI貯留槽設備を平成20年度に更新 	B
	5(6) 競争的資金の募集の紹介をホームページ、ダイレクトeメールを利用して、大学院生、研究者への情報伝達、更新に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等各種団体の内容をホームページで紹介 研究者向け総合情報プロバイダ等をホームページで紹介(平成19年11月) グローバルCOE応募に当たって、関係教室主任等との調整にダイレクトeメールを利用 	B

中期計画	年度計画	法人自己評価							
		年度計画の達成状況及び評価の理由				評価			
6 基礎・臨床医学における研究情報ネットワークの充実を図り、共同研究体制を推進する。	6(1) 各講座・部門の成果に関する情報交換会を定期的に開催し、共同研究体制を推進する。	・住居医学研究会で、本学教員の研究成果を講演(平成19年6月21日開催) ・2007年度「住居医学」共同研究成果報告会で、研究成果を講演(平成20年3月21日開催)				B			
	6(2) ホームページに研究情報ネットワーク掲示板を作成し、ニーズ・シーズの情報交換を促進する。	研究情報ネットワーク掲示板の一環として、学内専用ホームページに「学内特別講演・特別講義」の案内を掲載				C			
	6(3) 各講座・部門が開催する学内講演会は、研究推進室を通じて一斉メール通信で広報する。	学内ホームページにおいて学内講演会を紹介				B			
7 修士課程・博士課程への大学院入学志望者の増員を図るため、本学大学院の積極的な紹介に取り組み、大学連携によって交流を深める。 また、医療従事者を対象に、幅広く大学院の門戸を開放し、教育・研究活動を支援する。	7(1) ホームページを利用して、和文・英文による各研究指導教員の研究概要の紹介とともに研究トピックスを広く公開する。また、同窓会誌、学報等も積極的に利用する。	・他学の一線級の研究者を講師とする住居医学研究会の開催をホームページに掲載 ・ホームページ等を利用した和文・英文による研究概要の紹介等について検討				C			
	7(2) 大学院研究シンポジウムを本学及び奈良県の看護師、技師など医療従事者、学内の学生・職員・教員のみならず奈良県の大学学部・修士課程学生に参加を呼びかけるとともに大学院の受入れ体制を紹介する。	・ホームページで大学院の社会人入試を周知 ・平成20年6月25日に大学院生の研究発表会を実施することを決定				B			
8 大学院同士の単位互換及び連携大学院への参加などにより、新しい技術等の導入を促進し、質の高い研究へと発展させる。	8 計画を実践するため、大学院運営委員会で以下の点を検討する。 ・他の大学院で取得した単位の互換性 ・大学院の単位のあり方 ・他の大学院をはじめ研究機関との相互交流を盛んにするための連携大学院の枠組み	・国内留学分は、既に単位認定を実施 ・大学院運営委員会で検討し、他の大学院との単位の互換性について、現在対象と考えられる大学院との協議を実施				B			
9 優秀研究に対する奨励賞を設ける。	9 「甲」で申請された学位申請論文の中から特に優秀な論文に奨励賞を与える。	・奨励賞を設置することについて大学院生にPRを実施 ・平成20年度から実施する予定				C			
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置		A	4	B	36	C	7	D	1
学士課程									
1-1 県内の優秀かつ医療人として適切な資質に富む人材を多く確保するため、高大連携、オープンキャンパスを充実する。	1-1(1) アドミッションポリシーを作成し、本学の求める学生像をホームページ等を用いて広く受験生に周知する。	・医学科、看護学科のアドミッションポリシーを作成し、ホームページに掲載 ・平成19年7月発行の大学案内に掲載し、7月28日開催のオープンキャンパスで配布 ・各入学試験の募集要項にも掲載し、周知				B			
	1-1(2) オープンキャンパスに向けて、受験生が必要とする情報を開示する。	入学試験結果をホームページに掲載				B			

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
		1-1(3)	高大連携の充実を図るため、可能な限り学科授業等(まず、医学特別講義等)を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度日本学術振興会のKAKENHIやSPPに採択 ※KAKENHI: 児童・生徒を対象とした研究成果を社会還元、普及する事業 ※SPP(Science Partner Project): 中学生・高校生を対象した観察、実験、実習等の体験的・問題解決的な学習活動を行う事業 ・奈良県大学連合の高大連携連絡協議会で、大学と高校の連絡網を整備 ・平成19年8月に中高生を大学に招き、講演や体験実習を実施 	B
		1-1(4)	受験生から直接アクセスできる相談窓口の設置を検討する。	学務課に入試担当ダイヤルインを設置し、ホームページや各案内に掲載し周知	A
		1-1(5)	学生を出身高校に派遣し、本学の紹介を行う。	担当職員が県内主要高校を訪問してPRを実施	C
1-2	入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫・改善を重ね、地域性と国際性に優れ、社会に貢献できる優秀な人材の確保に努める。	1-2	入学時の成績と入学後の成績、国家試験成績、研修医時期の評価及びその後の進路等の相関を検討するための基盤データベースを構築し、入学試験改革の資料とする。	臨床研修医以降のデータを順次蓄積	B

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
1-3	奈良県内の優秀な医学部志願者を選抜するため、平成20年度入学試験から地域枠を設ける。	1-3	平成20年度から実施予定の地域枠入試制度の周知徹底を行う。	<p>地域枠(10名)入試制度の周知は、次とおり実施 ・県内主要高等学校に訪問しPRするとともに、本学ホームページに内容を掲載 ・募集要項を作成し、平成19年6月に関係先へ送付 ・推薦入試とともに、入学実績のある県内10校を訪問しPRを実施 ・平成19年7月発行の大学案内に掲載</p> <p>医師の地域定着を図るため、別途、次の取組みを実施 ・緊急医師確保特別入学試験を実施し、平成20年度から5名の定員増を実施 ・また、一定期間、県内の特定診療科や地域医療機関に勤務すれば返済を免除することを条件に支給される県奨学金を平成20年度から、緊急医師確保特別入学試験による入学者や医学科学生、臨床研修医の地域定着に活用</p> <p>看護師の地域定着を図るため、平成20年度3年次編入学試験に県内生枠から設けるとともに、平成21年度からは後期日程試験地域枠10名を設定し、推薦試験県内枠を15名から25名に増やすこととした。</p>	A
2-1	<p>医学科においては、平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」を実効あるものにするともに検証し、改善する。 ※ MD(Medical Doctor): 医師</p>	2-1(1)	一般教育の枠組みの変更に合わせて、第2学年後期において一般教育を実施する。	第2学年後期に「医に関わる倫理学」「医療統計学」など一般教育6科目を設定し、実施	B
		2-1(2)	基礎医学の授業を第2学年4月から開始する。	第2学年の4月から「医学の基礎コース1」を設定し、実施	B
		2-1(3)	研究室配属を第4学年に新設する。	第4学年後期に「研究室配属」を実施	B
2-2	入学直後から医療に関するモチベーションを高めるために、第1学年の医学入門の充実を図る。	2-2	医学特別実習を第1学年に新設する。	第1学年後期に「医学特別実習」を設定し、実施	B
2-3	奈良における歴史文化(医学史を含む。)を学ぶことを契機として、将来に活かすことのできる深い文化的教養を身に付けさせる。	2-3	一般教養科目又は医学特別講義の中で、奈良における歴史文化(医学史を含む。)を学ぶことができる授業計画を立案する。	「コンソーシアム」を通じて、第3学年前期に設定したカリキュラムの中で奈良の歴史文化等に関する科目を設定	B
2-4	学習者のニーズに合わせた履修を実現するため、平成20年度より医学専門教育のカリキュラムに選択(必修)科目を置き、単位制を確立する。	2-4(1)	医学専門教育の中に選択(必修)科目の設置を目指したカリキュラム設計を検討する。	・平成20年度から第3学年に一般教育の「コンソーシアム」を選択必修として導入 ・専門教育の選択必修科目の設置について、カリキュラム部会で引き続き検討	B
		2-4(2)	単位制を踏まえた進級判定の方法を検討する。	医学科の専門課程において、各科目ごとに年間の必要授業時間数を設定	B

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
2-5 基礎医学の科目横断的なカリキュラムを実現するため、平成20年度より科目の枠組みを越えた統合型基礎医学講義を実施する。	2-5 基礎医学の科目横断的なカリキュラムを実現するための諸条件を検討し、実施に向けたプランを作成する。	生化学、解剖学、生理学のアドバンスコースを第3学年に設定し、実施	B
2-6 平成19年度より基礎医学(病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学)の一部と臨床医学を統合した新しい疾患・診療体系別の臨床統合型講義を実施する。	2-6 基礎医学(病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学)の一部と臨床医学を統合した新しい疾患・診療体系別の臨床統合型講義を実施する。	第4学年に基礎医学の一部と臨床医学を統合した統合カリキュラムを設定し、実施	B
2-7 医療専門職としての高い実践的能力を身に付けるために、クリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育の充実を図る。 ※ クリニカルクラークシップ: 診療参加型臨床実習	2-7 学外32施設を利用したクリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育を行う。 ※ クリニカルクラークシップ: 診療参加型臨床実習	第6学年前期にクリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育を設定し、実施	B
2-8 より適切な形成的評価、総括的評価を行うために、「確信度」を付与したコンピュータ試験システムを開発し、実施する。	2-8(1) 客観試験による進級判定及び卒業試験について「確信度を加味した客観試験」で行う。	卒業試験(本試験、再試験)において「確信度を加味した客観試験」を実施	B
	2-8(2) 再試験の一部を「確信度」を付与したコンピュータ試験システムで行う。	「確信度」を付与したコンピュータ試験システムを平成20年度実施に向けて整備した。	C
2-9 生涯学習し続ける姿勢を体得するために、本学独自の教育プログラムをデザインし、実施する。	2-9 生涯学習し続ける姿勢を体得するための教育プログラムをデザインする。	教育開発センターを中心に予算を含めて検討	C
3-1 現行のカリキュラムについて、看護学基礎教育として適正かどうか、また、基礎から応用まで一貫性があるかどうかといった観点から評価を行う。 ・カリキュラムが人間や社会についての理解を深め、看護学の基礎の修得に資するものとなっているかを検討する。 ・看護専門科目の講義・演習・実習が、統合・系統的に配置されているかを検討する。 ・教育の成果・効果の検証を継続的に実施する。	3-1(1) 平成16～18年までの現行カリキュラム評価を実施するために基礎から応用まで一貫性があるか否かの観点に立った授業評価の資料収集を行う。	・看護学科については、設置後4年が経過するため、4年間固定していたカリキュラムの妥当性について評価、検討を実施 ・平成20年7月のカリキュラム改正申請期限に向け、看護学科教育検討部会でカリキュラムのあり方を検討	B
	3-1(2) 教育目標に照らして科目の統合性、系統性及び学年配置、時間数を検討する。	厚生労働省から示された平成21年度の看護学科のカリキュラム改正の概要を踏まえ、看護学科教育検討部会及びカリキュラム部会で科目の統合性、系統性及び学年配置、時間数について検討	B
3-2 臨地実習の充実を図り、実践能力を身に付けた看護職者を育成する。 ・看護専門職としてのモチベーションを高めるために、入学早期から体験学習を取り入れる。 ・確実な専門的判断力と熟練した看護技術に基づいた看護実践の総合的能力を養う。	3-2(1) 学生の臨地実習における専門的判断力と根拠に基づいた看護(EBN)を実施するための実践的な看護能力を評価する。 ※ EBN(Evidence-based Nursing): 根拠に基づく看護	平成19年4月から実践的な看護能力の評価を実施	C
	3-2(2) 第2学年で基礎看護学実習Ⅱ(基本的生活動作の援助)の看護過程の展開を基盤に臨地実習へと発展させる。	平成19年4月から第2学年で基礎看護学実習Ⅱ(基本的生活動作の援助)の看護過程の展開を基盤に臨地実習へと発展させた。	B
4-1 ネイティブスピーカーとの会話の機会を設ける。また、レベルに応じた英会話ラウンジを設ける。	4-1 ネイティブスピーカーとの対面による英会話の機会を設け、参加者の増加を図る。	平成19年4月から本学の外国人非常勤講師を講師とするチャットを設置(週2回、1回3時間)	B

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
4-2 英会話に関する一定レベルの能力を身に付けさせ、基本的なコミュニケーション能力の修得を図る。	4-2(1) 学部教育の各課程における授業で英語の専門用語等を取り入れることについて検討する。	・専門用語等の導入の前提として、専門教育において必要な英語の授業を実施 ・英語による試験を一部導入 ・人数が徐々に増加してきていることから、英会話教室のクラス分けの可能性について検討	A
	4-2(2) 英会話能力の向上を図るための方策について検討する。	チャットへの積極的な参加を呼びかけを実施	B
4-3 国際交流センターを設置し、外国の大学との提携による研修機会の充実を図る。	4-3 国際交流センターを活用して、外国の大学との提携に向けて検討を行う。	外国人講師による専門分野の講演会実施等を検討	B
5-1 常にメディアを通じてニュース等に接するとともに、一般的な書籍等を広く読書する態度・習慣を身に付けさせる。	5-1 学生ラウンジ(一般教育校舎)に新聞コーナーと一般的な図書・書籍コーナーを設置する。	・新聞コーナーを設置 ・図書・書籍コーナーを厳密文庫と命名し、一般教育校舎1階に設置。学務委員会で管理規程を制定	B
5-2 社会の事象・問題等についても関心を持ち、観察し、洞察する能力を育成する。	5-2 社会の事象・問題等に関するトピックスをプリセプターシステムの課題として取り上げ、社会を観察・洞察する能力を育成する。 ※ プリセプターシステム： 6学年を縦割りにした学生グループによる相互支援・学習システム	プリセプターシステムを活用して、社会の事象・問題等を学習させる取組みを試行したが、取組みが進展しないことから、当面、学生の自主的、主体的な取組みに委ねることとした。	D
6-1 奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造、さらには地域社会への貢献を図る。	6-1 奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造を目指す取組みを実施し、地域社会への貢献を図る。	・学長会議を開催し(平成19年6月、平成20年3月)、各大学間の連携促進を図るとともに、平成20年度の事業計画を承認 ・平成20年度から、大学連合の単位互換制度を利用したコンソーシアムプログラムを導入 ・県と大学連合が共同で「大学・地域連携ネットワーク」を設置(平成19年8月)	B
6-2 共催のシンポジウムやワークショップを教員・学生が協力して企画し、教員・学生の大学間の交流を積極的に推進する。	6-2 共催のシンポジウムやワークショップを教員・学生が協力して企画し、実施する。その中で、教員・学生の大学間の交流を積極的に実施する。	・同志社女子大学との協定の中で、平成19年12月8日にシンポジウムを共催 ・同志社女子大学学生による院内コンサートを開催(平成19年11月22日、12月20日) ・学生の交流についても、学生の代表が中心となって、学祭への相互参加等を検討していく。	A
7 体験、実習を重視し、学外保健・療養施設における地域健康医学体験、地域看護学実習、山間地における地域医療体験実習、救急車搭乗体験実習等をカリキュラムとして充実させる。	7 地域健康医学体験、地域看護学実習、山間地における地域医療体験実習、救急車搭乗体験実習等をさらに充実させる。	・プライマリケアの視点を重視して、地域健康医学体験、地域看護学実習、山間地における地域医療体験実習、救急車搭乗体験実習の内容充実 ・医師の地域医療機関及び特定診療科への定着を図るため、教育開発センターでカリキュラムを検討	B
大学院課程			

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
1-1 学部卒業後直後あるいは数年間の臨床経験後の大学院進学を促進するため、積極的な進路指導を行い、質の高い医療に科学的に挑戦する熱意を啓蒙する。	1-1(1) ホームページ、同窓会誌、学報などを積極的に活用し、研究室の具体的な研究テーマや最近の研究成果を示すとともに、研究指導体制を紹介する。	・学内専用ホームページに「学内特別講演・特別講義」の案内を掲載し、学生等の参加を促す。 ・ホームページ等を利用した研究概要や文部科学省補助金に採択された研究テーマ等の紹介について検討	B
	1-1(2) 大学院生が積極的に研究に専念できるように研究室の体制を整える。	平成20年度からの大学院生募集に向け、新たな指導教員及び指導補助教員を充実	B
1-2 社会人入学の充実を図る。	1-2(1) 本学の卒業生に対して社会人入学制度の紹介をホームページ、同窓会誌、学報などを積極的に活用して行い入学を勧誘する。	大学院博士課程の社会人学生募集をホームページと学報(平成20年1月号)に掲載し周知	B
	1-2(2) 社会人受入れのポスターなどを県内各医療施設に掲示し、働きながら修士・博士が取得できることを広く医療関係者に働きかける。	平成20年4月の入学者を確保するため、ホームページに掲載するとともに、入学が見込まれる者に働きかけるなど、修士課程の設置を周知	B
1-3 本学の専修生・研究生、他学卒業生及び外国人を博士課程に受け入れるように努め、博士課程の充足率の向上を図る。	1-3 各研究室の研究に専修生・研究生、他学卒業生及び外国人を積極的に参加させることによって、大学院生として研究に専念する動機を与えるとともに、質の高い研究成果の価値を理解させる。	教員、医員の社会人入学を促進することなどが必要であり、医員が大学院に入学できるようにするための方策について検討するとともに、県外生、外国人の大学院入学減額について検討	C
2-1 修士課程を早急に設置し、平成20年度入学を目指し、広く医療に関係する分野に関する探究心の旺盛な人材を社会人も含め広く募る。	2-1(1) 奈良県の医療機関を対象に、修士課程設立の必要性を検討するための調査を行う。	修士課程設立の必要性について調査を実施	B
	2-1(2) 文部科学省の指導に従った充実した教育体制を整え、申請する。	・修士課程の設置について申請 ・医科学専攻5名について認可 ・修士課程(看護学)は5名申請したが、取り下げた。	C
	2-1(3) 初めての入試にあたって、受験生の募集を県内のみならず広く、他大学学部学生、社会人に働きかけて行う。	ホームページに掲載するとともに、全国の国公私立大学に対し募集要項を送付	B
2-2 修士論文審査の方法を検討し、研究指導及び学位審査を行う教員の充実を図る。	2-2(1) 研究指導の充実を図るため、研究指導教員及び補助教員を募集し、審査する。	・当初の指導教員及び補助教員について、文部科学省に申請 ・2年経過後の新規募集に向けて検討	B
	2-2(2) 論文審査のシステムを検討し確立する。	大学院(修士課程)検討部会で、審査時期及び審査方法を検討	C
2-3 質の高い研究ができる環境を整備する。	2-3(1) 研究指導教員がそれぞれの大学院生の研究指導のためのシラバスを作成する。 ※ シラバス:授業内容の概要を示したもの	各指導教員が文部科学省に対する申請する際に、それぞれのシラバスを作成	B
	2-3(2) 研究指導教員による大学院生に対する評価方法を確立し、その評価結果を研究指導に具体的に改善されたかを確認するシステムを作成する。	博士課程において、大学院生に対する評価表を作成	B

中期計画		年度計画		法人自己評価					評価		
				年度計画の達成状況及び評価の理由							
		2-3(3)	大学院運営委員会は大学院生への研究指導に関わる施設・備品・経費などを調査し、整備状況を把握する。	大学が所有する共用備品の状況を調査(平成19年12月)					B		
2-4	研究能力修得の判定に用いる客観的審査基準のレベルアップを図る。	2-4(1)	研究指導教員の研究指導能力を大学院生によって評価する方法及び研究指導教員の研究指導方法の改善を検討する。	評価方法を運営委員会で策定し、大学院医学研究科委員会で承認					B		
		2-4(2)	大学院生及び研究指導教員によって研究の達成度合いを相互に判定し、その結果を大学院運営委員会に報告するシステムを検討する。	システムについて大学院医学研究科委員会で検討					B		
(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置				A	1	B	7	C	4	D	
1-1	社会的・地域的要請、学問領域の消長を考慮し、全学的見地から教員及び職員の適正かつ弾力的な配置の実施を図る。	1-1	全学的な教員及び職員の人事に関する基本方針と配置計画を定めるための学長を中心とした体制をつくり、実施を図る。	役員会において、人事に関する基本方針及び配置計画を策定					B		
1-2	教員の教育活動を支援するため、小グループ学習、実習、演習の際のTA制度やRA制度の導入についての取組みを行う。 ※ TA(Teaching Assistant): 大学院学生が学部教育の補助を行う制度 RA(Research Assistant): 大学院学生を研究補助者として参画させる制度	1-2(1)	教員の教育活動を支援するため、TAを必要とする科目と人数、RAを必要とする科目と人数についてまず調査し、TA、RAを積極的に活用するよう検討を始める。 ※ TA(Teaching Assistant): 大学院学生が学部教育の補助を行う制度 RA(Research Assistant): 大学院学生を研究補助者として参画させる制度	・TA、RA制度実施規程を制定(平成19年9月19日施行) ・平成20年3月にRA6名を採用					A		
		1-2(2)	本学固有のTA、RA制度の確立について検討する。	・TA、RA制度実施規程を制定(平成19年9月19日施行) ・平成20年3月にRA6名を採用					B		
1-3	地域と連携した看護実践研究プロジェクトを構築し、看護の質の向上を図る。	1-3,4(1)	看護実践研究プロジェクトを構築するため看護学科にワーキンググループを設置し、現行の実践研究を把握する。	学科プログラム作成に向けて、看護学科教育検討部会で検討を行うとともに、ワーキンググループで作業を実施					B		
1-4	看護実践に関する研究及び看護実践者のキャリアアップの研修を行うため、看護実践研究センターの設立に向けた取組みを行う。	1-3,4(2)	他大学での実践研究に関する情報を収集する。	他大学の状況も参考にして、健康相談や子育て支援ネットワークとの連携を検討					C		
2	図書館機能を充実させ、総合学術情報センターへの発展を含めた取組みを行う。 ・附属図書館及び学内ネットワークの有機的な連携を図る。 ・学内情報システムのあり方について検証する。 ・市民への公開サービスを促進する。	2	図書委員会の機能を拡大し、本学図書館機能及び情報管理の現状を把握するとともに、他大学の総合学術情報センターに関する情報を収集する。	・平成19年度から、機関リポジトリを設置し、本学の学術研究情報の学外の提供方法を定めた要項をワーキンググループで検討、作成 ・平成20年度予算において、図書館充実のために科研費間接経費を充当し学生図書を充実					B		

中期計画		年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由				評定			
3-1	学生による教員の授業評価等の評価結果を教員にフィードバックして、教育の質の改善に活用する。	3-1(1)	学生による授業評価(科目別、コース別)の結果を授業担当者にフィードバックし、その後の授業がどう改善されたかを調査する。	医学科、看護学科とも学生による授業評価を行い、評価を教員にフィードバックさせている。				C			
		3-1(2)	学生による教員個々の授業評価の方法を立案し、試行する。	・学生による授業評価を実施 ・医学科における教員別授業評価は、平成19年度に準備を行い、平成20年度から実施				C			
3-2	教員相互による授業評価の結果を活用するなど、若手教員の指導に向けた取組みを進める。	3-2(1)	教員相互による授業評価方法について検討する。	教員相互による授業評価方法について、平成20年度以降の実施に向けて検討				C			
		3-2(2)	優れた教育を実践する若手教員の表彰制度について検討する。	優れた教育を実践する若手教員も含め、職員全体に対する表彰制度を平成20年度に予算化				B			
3-3	学内教育討論会、教育ワークショップなどのFDを実施し、教員の教育能力を高めるとともに、教員及び職員が一丸となって教育改革を進める。 ※ FD(Faculty Development): 教員の能力や資質の開発	3-3(1)	「MDプログラム奈良2006」についての学内討論会を開催する。	平成19年8月5日に「医学教育討論会」を開催				B			
		3-3(2)	教育評価のためのワークショップを開催する。	平成19年8月5日に「医学教育討論会」を開催				B			
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置				A		B	4	C		D	1
1-1	学生生活部会を中心に、学生生活実態調査を行い、学生の修学環境改善についての取組みを行う。	1-1	学生生活実態調査における調査項目(特にアルバイトの状況等)の検討を行う。	学生生活実態調査の調査項目を検討。今後、学生生活部会での審議を経て、具体的な実施方法等を取りまとめる。				B			
1-2	平成21年度末までに学生による教育設備や学習支援体制の評価と、それをフィードバックさせる体制の構築を図る。	1-2	学生による教育設備や学習支援体制の評価項目の検討を行う。	学生による教育設備や学習支援体制の評価項目を検討。今後、学務委員会での審議を経て、具体的な評価方法等を取りまとめる。				B			
1-3	大学全体としての奨学制度の整備についての取組みを行う。	1-3	大学として授業料減免制度や奨学金制度の整備について検討を行う。	・医師の地域定着策として、県との協議を経て設けられた奨学金制度を活用 ・大学院も含め、授業料の減免制度を検討				B			
1-4	全学生が参加する「プリセプターシステム」を活用し、屋根瓦方式で行う学生相互学習・生活支援体制の充実を図る。 ※ プリセプターシステム: 6学年を縦割りにした学生グループによる相互支援・学習システム ※ 屋根瓦方式: 学年の上の者が下級生を教える指導方式	1-4	学生相互学習・生活支援体制の充実を屋根瓦方式で図る プリセプターシステムを機能的に実施する。 ※ 屋根瓦方式: 学年の上の者が下級生を教える指導方式 ※ プリセプターシステム: 6学年を縦割りにした学生グループによる相互支援・学習システム	プリセプターシステムを32班の班分けにして稼働させたが、取組みが進展しないことから、当面は学生の自主的、主体的な取組みに委ねることとした。				D			
1-5	全学生を学内ネットにユーザー登録し、学生控室・講義室等どこからでも常時最新情報に接続できる環境を整備する。	1-5	全学生の学内ネットへのユーザー登録を平成19年度に実施し、学内のどこからでも学内LANにアクセスできる環境を平成20年度までに完備する。	申請のあった学生に対してメールアカウントを設定する等運用環境の準備を進めるとともに、平成20年度内でのネットワーク構築に向けて整備範囲、管理区分等の検討、具体化を図る。				B			
2 研究に関する目標を達成するための措置				A	3	B	30	C	4	D	2

中期計画	年度計画	法人自己評価							評価		
		年度計画の達成状況及び評価の理由									
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置		A	2	B	7	C	3	D	2		
1	産業界、県・国の行政、本学との間でコミュニケーションを図る研究支援システムを構築し、定期的に相互理解をはぐくむ機会（シンポジウム、講演会、懇親会等）を設ける。	1(1)	研究支援システムの構築を実施する。	教育研究審議会（平成19年10月4日）、その後の役員会で研究推進のために当面取組む課題の一つとして、産学官連携の推進が決定した後、産学官研究交流促進グループを設置（平成19年11月13日）。産学連携の基本的な考え方として、産学連携推進ポリシー（案）を作成							B
		1(2)	大学で行われている研究とその目的をシンポジウム・講演会形式で公開し、中小・大企業を含めた産業界、県・国の行政に広く参加を求める方策を検討する。	産学官研究交流促進グループ主導のもと、シンポジウム、交流会の開催など、産学官連携推進のための効果的な方策について検討							B
		1(3)	参加者相互の親睦・相互理解のため懇親会などの企画を検討する。	産学官研究交流促進グループ主導のもと、シンポジウム、交流会を通じて、より効果的な産学官連携を推進するための方策を検討							B
		1(4)	中小・大企業を含めた産業界との相談会・座談会の開催を企画する。	産学官研究交流促進グループでの検討の結果、企業との交流会等の具体的な推進には、まずは組織・体制・諸規程等の基礎固めを行ってからとの判断がなされ、産学連携の基本的な考え方として産学連携推進ポリシー（案）のほか、知的財産ポリシー（案）及び利益相反ポリシー（案）を作成							C
2	独創的研究テーマを積極的にとりあげるとともに、そのための研究グループの形成、研究成果の醸成を促進する研究支援システムを構築し、国際的研究を推進する。	2(1)	競争的資金の応募に関して研究室内、大学内及び大学間のグループ化を推進する研究サポート体制の形成について検討する。	平成20年度科研費応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発（平成19年9月20日）							B
		2(2)	研究者に対する感化を図るため、競争的資金を確保したグループの研究発表の機会を設けることについて検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中島佐一学術奨励賞受賞者講演会を開催（平成19年6月12日奈良医学会総会と共催） ・科研費応募前の説明会で発表の機会を設けるなど、効果的な方策について検討 							B

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
3 本学を中心にした、臨床応用研究推進の基盤としての奈良メディカルネットワークを構築する。 ※奈良メディカルネットワーク: 医療情報・技術の提供等のほか、県全域の医療・福祉レベルが等しく向上するよう、本学が奈良県を中心とした地域の臨床試験・臨床研究、さらには高度先進医療の受け皿として総合医療の拠点機関としての役割を果たす必要がある。 この一環として、総合医療情報システムを基に構築を目指す県内医療情報ネットワークを活用して、当該システム、本学の臨床治験及び地域連携推進部門等と県、関係機関及び県内医療機関との臨床応用研究等に関するネットワーク化を推進していく上で調整機能を担う機関	3(1) 奈良メディカルネットワークを構築するためのワーキンググループを設立する。 ※奈良メディカルネットワーク: 医療情報・技術の提供等のほか、県全域の医療・福祉レベルが等しく向上するよう、本学が奈良県を中心とした地域の臨床試験・臨床研究、さらには高度先進医療の受け皿として総合医療の拠点機関としての役割を果たす必要がある。 この一環として、総合医療情報システムを基に構築を目指す県内医療情報ネットワークを活用して、当該システム、本学の臨床治験及び地域連携推進部門等と県、関係機関及び県内医療機関との臨床応用研究等に関するネットワーク化を推進していく上で調整機能を担う機関	県立三病院における電子カルテの導入時期が未確定であるが、奈良メディカルネットワーク構築検討のためのワーキンググループのメンバー構成等案を検討 構成メンバー案 ・県立医科大学 ・県立病院 ・県医師会 ・県医大・病院課	D
	3(2) 既存の医療情報部門と設立予定の臨床試験部門との連携を図る。	臨床試験部門の設立等具体化していないが、奈良メディカルネットワークの構築に向けた取組みの動向を踏まえ、必要に応じて医療情報部門が参画するなど、連携を密に図る。	D
	3(3) 医師主導型臨床試験の実施に必要なCRC等の育成を検討する。 ※CRC(Clinical Research Coordinator): 臨床試験コーディネーター。臨床試験が適正かつ円滑に実施できるようサポートする専門スタッフのこと	CRCの育成を検討するに当たり、現在のSMOに関する契約状況・受け入れ件数等を確認。今後、引き続きCRCに求める能力や経験、費用対効果等の検証を進める。 ※SMO(Site Management Organization): 治験施設支援機関。治験の業務向上の為、CRCのいない大学や病院が契約を行い、その施設に限り、治験業務の一部を支援するスタッフのこと	C
4 大学全体として取り組む共同研究プロジェクトを構築、推進する。	4 住居医学共同プロジェクトをさらに推進するとともに、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループを設置し、新たな大学内共同研究プロジェクトの検討を開始する。	学研都市推進機構から委託を受け、取り組んでいる研究に阪大、奈良先端大と共に住居医学講座も参画 内容:「無拘束生体情報・感性評価システムの研究開発とその応用」代表 平尾佳彦	A
5 トランスレーショナルリサーチを旨とした基礎医学と臨床医学の連携を強化し、医学・医療への貢献を目指す。 ※トランスレーショナルリサーチ: 大学の基礎的研究成果を附属病院において臨床応用するための体制	5 基礎医学、先端医学研究機構と臨床医学との連携を図り、臨床応用への基盤整備を図る方策について検討を行う。	役員会、教育研究審議会において重点的に取り組む分野として、グローバルCOEプログラム獲得へ向けた取組みを決定し、基礎、臨床の関係教室が一体となって、その申請を実施 プログラム名称: 「新Virchow血栓止血医学の拠点形成」	A

中期計画	年度計画	法人自己評価								
		年度計画の達成状況及び評定の理由						評定		
6 国内外との共同研究を奨励する。	6(1)	国内の共同研究を促進し、国内留学者の派遣と受入れを推進する。	共同研究を促進し、人材交流を推進するため、その基本的な考え方をまとめた産学連携推進ポリシー(案)を作成						B	
	6(2)	国際交流センターが国外への留学者の派遣と受入れを支援する。	国際交流センターの設置には至っていないが、海外留学を促進するため、休暇制度を活用した3年間(従来は2年間)の留学制度を創設(平成19年10月)						C	
7 産学官共同研究を積極的に推進する。	7	民間企業からの受託研究、受託研究員、寄付講座の受入れの充実を図る。	・大和ハウス工業(株)の協力を得て、寄附講座「住居医学講座」を継続して設置 ・教育研究審議会(平成19年10月4日)、その後の役員会で研究推進のために当面取り組む課題の一つとして、産学官連携の推進が決定した後、産学官研究交流促進グループを設置(平成19年11月13日)。産学連携の基本的な考え方として、産学連携推進ポリシー(案)を作成						B	
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置			A	1	B	23	C	1	D	
1-1 競争的資金獲得のための方策、外部資金獲得のための受託事業等の拡大、学外との共同プロジェクト研究の企画・立案を推進するため、研究推進室を充実する。	1-1(1)	競争的外部資金の情報をホームページ上に掲載する。	文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等各種団体及び研究者向け総合情報プロバイダ等をホームページに掲載し、随時更新を行っている。						B	
	1-1(2)	競争的外部資金獲得研究課題のデータベースを作成し、学内に提供する。	平成19年度文部科学省科研費に採択された研究テーマ等を学報及びホームページに掲載						B	
	1-1(3)	企業との共同研究は原則受託研究とし、研究推進室を中心に推進を図るとともに、研究費の管理運用を行う。	受託研究締結数54件(平成19年度実績)						B	
1-2 大学が重点的に取り組む領域や活動性の高い分野において、学内研究資金の傾斜配分を行う。	1-3 奈良県の医療向上に寄与する重点的分野を設定し、それへの支援を行う。	1-2,3 教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループが、以下の点について役員会に答申する。 ・本学の重点領域及び奈良県の医療向上に寄与する重点分野(学内公募も視野に入れて)の検討 ・学内研究費の財源獲得方法(大学への寄附のシステム、経理委任に係る事務費の活用)の検討	役員会、教育研究審議会において重点的に取り組む分野として、グローバルCOEプログラム獲得へ向けた取組みを決定し、同プログラムに申請した。 プログラム名称: 「新Virchow血栓止血医学の拠点形成」						B	
1-3										
1-4 ポスドク制度の拡充を図る。 ※ ポスドク: 博士課程修了後、研究者としての能力を更に向上させるため、引き続き大学などで研究事業に従事する者	1-4(1)	ポスドク制度に対する財源の獲得方法、給与体系を検討する。 ※ ポスドク: 博士課程修了後、研究者としての能力を更に向上させるため、引き続き大学などで研究事業に従事する者	・住居医学講座で特別研究員(耳鼻咽喉科)を採用 ・外部資金を財源として設置する特任教員制度について検討						B	
	1-4(2)	人件費付き競争的研究費の獲得に向けた情報公開を行う。	平成20年度の科研費の応募前に、効果的な応募に関する説明会を開催し啓発した。(平成19年9月20日)						B	

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
1-5	若手研究者の留学支援制度を充実させる。	1-5	留学支援の基準、財源に関して国際交流センターを活用し、若手研究者の留学支援制度の充実に向けて検討を行う。	国際交流センターの設置には至っていないが、海外留学を促進するため、休暇制度を活用した3年間(従来は2年間)の留学制度を創設(平成19年10月)	C
2-1	奈良先端科学技術大学院大学をはじめ関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)関連の大学や研究所などの連携を図る。	2-1	奈良先端科学技術大学院大学や知的クラスター等との連携を強化し、共同研究を推進する。	・同志社女子大学と学術交流等の包括協定を締結(平成19年6月26日) ・知的クラスター推進本部と連携し、地域科学技術振興事業を泌尿器科で実施	A
2-2	外国との共同研究を活発にするための、研究員の短期・長期派遣支援制度さらには外国からの共同研究者の受入れ体制を充実させる。	2-2	国際交流センターを活用し、外国との共同研究を推奨する。	・スウェーデン医薬品開発会社との共同研究締結(平成19年7月6日) ・アメリカ医療機器メーカーとステントに関する共同研究締結(平成19年7月13日)	B
2-3	人事交流を含め、電子工学・物性工学・医療工学等の理工学系研究者の確保に努める。	2-3(1)	先端医学研究機構をはじめ、医工連携を充実させる。	県工業支援課と介護用具の医工連携の協議を実施(平成19年6月27日)	B
		2-3(2)	住居医学関連研究プロジェクトを充実させ、工学系の人材の登用に努める。	住居医学講座で特別研究員(同志社大出身 工学博士)1名を採用	B
3-1	研究支援体制の見直し・整備・充実を図る。	3-1	研究部長を中心に、研究支援体制の見直し・整備を推進する。	・平成19年4月1日に産学連携係を設置 ・平成20年度より研究支援体制の強化のため、研究推進室を課に昇格させ、職員を増員。産学連携推進係長を専任で設置	B
3-2	学内の施設・設備・機器・人材を目的に応じて有効活用を図る。	3-2(1)	総合研究施設、大学共同研究施設の有効な利用を実現する。	・科研費間接経費を財源にして、RI実験施設を中心とした総合研究施設の管理を行う職員を雇用することとした。 ・総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況調査を実施	B
		3-2(2)	現存する機器の使用状況、必要性を検討し、不要なものを処分する。	・RI委員会(平成19年6、9、12月、平成20年3月)、動物実験委員会(平成19年11月)、組換えDNA実験安全委員会(平成19年6、9月)及び先端医学研究機構施設部運営委員会(平成19年7、10月)を開催し、機器の使用状況等を把握 ・科研費間接経費を財源にして、総合研究施設に係る機器の修繕経費等を予算化 ・RI貯留槽設備を平成20年度に更新	B
3-3	本学の研究成果の提供を通して社会に貢献する観点から、先端医学研究機構を拡充・発展させる。平成19年度末までにそのための本策について検討を行い、本学の今後の	3-3(1)	先端医学研究機構の部門の複数化を図る。(生命システム医科学部門を現在の1部門から3部門体制とする。)	平成20年2月1日に新たに生命システム医科学分野循環器システム医科学に教授就任	B

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		年度計画の達成状況及び評価の理由	評価	
で、そのための方策について検討を行い、本学の今後の寄附講座の招致や産学官連携の活性化にも寄与するものとなるようにする。	3-3(2)	先端医学研究機構検討委員会を発展させ、将来の先端医学研究機構のあるべき姿について取りまとめを行うとともに、必要な研究スペースの確保、施設についても検討を行う。	・生命システム医科学部門を1部門から2部門に充実。そのための研究スペースの確保を図った。 ・先端医学研究機構のさらなる充実を図るため、引き続き検討	B
4-1 医療の質、臨床疫学研究の支援体制を確立する。	4-1、2	医療の質、臨床疫学研究の支援体制を検討するワーキンググループを組織する。このワーキンググループはSPHの必要性についても併せて検討する。 ※ SPH(School of Public Health): 公衆衛生大学院	産学官研究交流促進グループにおいて、医療の質、臨床疫学研究の支援支援体制について検討	B
4-2 生命科学部門と社会医学部門の連携を図る。				
4-3 奈良県における臨床疫学研究の基幹施設としての体制づくりを図り、その成果を世界に発信する。	4-3	奈良メディカルネットワークと協力して臨床研究の体制づくりを検討し、臨床研究を推奨する。	産学官研究交流促進グループにおいて、臨床研究の体制整備について検討	B
5-1 研究推進室に知的財産を所管する部署を設ける。	5-1、2	研究推進室に知的財産を所管する部署を設け、その充実を図る。	・平成19年4月1日に産学連携係を設置 ・平成20年度より産学連携推進係長を専任で設置	B
5-2 知的財産ポリシーに基づいて本学の知的財産を管理・運用し、産業界への権利の移転・活用促進等を効率的に行っていく。				
5-3 知的財産に関係する外部の諸機関との有機的な連携を図る。	5-3	関西TLO等との連携を図る。 ※ 関西TLO(Technology Licensing Organization): 関西一円の大学や企業を対象とする技術移転機関。大学における研究成果を企業へ技術移転し、企業が事業化することで得た収益の一部を大学等に還元し、大学・研究者の研究活動を活性化させる「知的創造サイクル」の創出を主な目的とする。	・けいはんなプラザで開催されたビジネスメッセに参加(平成19年7月19日)し、先進企業との交流を図るとともに、知的財産活用のための戦略等について情報収集 ・先進大学が持つ知的財産のシーズを紹介するシーズフォーラムに参加(平成19年7月24日)し、企業及び他大学との交流、情報収集を図る。	B
6-1 臨床試験センターを設置し、臨床治験、医師主導型臨床研究を積極的に推進する。	6-1	臨床試験センター設置に向けたワーキンググループを組織する。	教育研究審議会(平成19年10月4日開催)、その後の役員会において、当面、研究推進のために取り組む課題の一つとして、産学官連携の推進が決定した後、産学官研究促進グループを設置(平成19年11月13日)	B
6-2 寄附講座の招致を奨励する。	6-2	シンポジウムや講演会、産業界との相談会の開催等、多角的な取り組みを進めるとともに、企業向けの大学情報をホームページ上で公開し、寄附講座の招致を推奨する。	・多角的な取り組みを進めるため、産学連携の基本となる産学連携推進ポリシー(案)を作成 ・住居医学共同研究成果報告会等の開催案内をホームページに掲載	B
6-3 産学官連携活動を進める上で必要となる専門知識に富んだ民間の人材を活用するための体制づくりを行うとともに、人材育成を図る。	6-3(1)	研究支援システムに民間からの人材登用を検討する。	産学官連携の推進のため設置した産学官研究促進グループにおいて、産学連携推進ポリシー(案)、知的財産ポリシー(案)及び利益相反ポリシー(案)を検討する一環として、知的財産及び産学連携に精通した事務職員及び専任教員の配置、弁理士及び顧問弁護士の活用について検討	B

中期計画		年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由							評定
		6-3(2)	若手の育成を進める。	産学官研究交流促進グループ主導のもと、産学官連携に係る人材育成について検討							B
6-4	平城遷都1300年記念事業の開催(平成22年)に合わせて、奈良の薬や医学の歴史に関する研究成果の発信に向けた取組み等を行う。	6-4	奈良の薬や医学の歴史に関して発信する内容や方法等について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良の薬や医学の歴史に関する発信内容等についても検討するために、産学官研究交流促進グループを設置 ・産学官連携を推進する中で、発信内容等を引き続き検討 							B
3 診療に関する目標を達成するための措置				A	8	B	13	C	7	D	2
1-1	患者からの要望や意見を活かし、患者の満足度を向上させることができるシステムの充実・強化を図る。	1-1(1)	患者満足度調査の実施や「声のポスト」などを活用して患者から意見聴取を進めるとともに、それらを病院運営にフィードバックさせる方策を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「声のポスト」の意見は関係所属へ周知するとともに、一部は病院運営協議会に報告 ・平成19年8月29日に外来患者満足度調査アンケートを実施 							C
		1-1(2)	患者サービスを担当する副病院長を設置し、患者満足度向上に向けた取組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外来患者用の待合椅子を一斉に更新 ・A病棟の一部診療科のベッドを一斉に更新 ・病院内における患者サービスとして、各フロアに携帯電話利用可能なエリアを設定(平成20年3月下旬から実施) ・医療費支払方法の多様化に対応するため、平成20年4月21日からクレジットカードによる医療費の支払い方式を導入 ・同志社女子大学学生による院内コンサートを平成19年度は2回開催 ・平成20年4月1日より敷地内全面禁煙を実施 							A
1-2	予防医学や健康医学等、疾病・身体、健康管理情報を積極的に発信し、患者の意識啓発に貢献する。	1-2(1)	公開講座を定期的に開催するとともに、患者等を対象にした教育講座等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学主催の公開講座を開催(平成19年9月: 榎原文化会館、平成20年2月: 文化会館) ・各教室主催の教育講座、講演会等を開催し、そのPRを充実するため、ホームページに紹介ページを新設 							B
		1-2(2)	ホームページ等により、予防医学や健康医学等に関する情報を発信する。	住居医学講座のコア継続研究として、高齢者のQOL等についての研究を榎原市と共催で実施							B
1-3	患者に対する診療内容の説明等を迅速かつ的確に行うとともに、個人情報の適正な管理体制の構築・充実を図る。	1-3(1)	治療や検査に関する説明書(合併症を含む。)を充実させる。	入院患者への説明を充実させるため、クリティカルパス委員会を中心にクリニカルパスの作成を推進(17診療科で25個のパスを作成)							B
		1-3(2)	医療相談窓口の充実に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口機能の充実に向け、スタッフ等組織の充実強化及び関連施設・設備について具体的に検討 ・平成20年度からスタッフ補充等を図り、組織を強化 							B

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
1-4	医療安全推進室等、院内検討組織の活動を一層推進し、安全管理体制の充実を図る。	1-4(1)	医療安全推進室が附属病院内のリスク情報の把握に努め、病院運営協議会をはじめとして関係委員会等に対して必要な情報提供等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・インシデント、アクシデント発生状況報告書により附属病院内のリスク情報を把握 ・また、インシデント、アクシデント発生状況報告書を5月1日より、電子カルテシステムの端末から報告できるように改善 ・インシデント、アクシデントの発生状況等は、毎週、医療安全推進室分析・検討対策チームで分析・検討し、毎月、医療安全管理委員会に報告。その結果を病院運営協議会に報告 	B
		1-4(2)	リスクマネージャー会議等の活性化、広報活動の見し、医療安全活動の実施状況の監視など、医療安全管理委員会において決定された事項を徹底させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全管理委員会において決定された事項は、リスクマネージャー会議の場で伝達し、さらに「医療安全ニュースレター」などの院内文書に掲載し、現場に伝達 ※リスクマネージャー会議 <ul style="list-style-type: none"> 原則、毎月25日に開催 医療安全ニュースレター <ul style="list-style-type: none"> 毎月、医療安全管理委員会、 リスクマネージャー会議後発行 ・医療安全推進室に各部署のリスクマネージャーから毎月提出される「リスクマネージャー活動報告書」の未提出所属については、所属単位で提出をはたらきかけ、同報告書により現場への周知方法・状況を把握し、必要とされる指示・指導等を行う。 	B

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
		1-4(3)	医療安全推進室と各部署のリスクマネージャーが連携を密にするとともに、部署内での研修にも医療安全推進室が参画することにより、リスクマネージャーが医療安全活動を円滑に実施できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全推進室に、毎月、各部署のリスクマネージャーから「リスクマネージャー活動報告書」を提出させることとし、連携を図る方法の一つとしている。 ・医療安全管理委員会で医療安全対策を策定するに際し、リスクマネージャー会議の場を活用して各部署のリスクマネージャーと意見交換を行うこととし、リスクマネージャーが医療安全活動を円滑に実施できるようにしている。 ・部署内での研修としては、中央臨床検査部(平成19年4月)、リハビリテーション部(平成19年11月)、感染症センター(平成20年3月)等で開催し、医療安全推進室からも参加 ・医療安全推進等のために、職員等が医療技術トレーニングを実施できる場所として、「医療技術トレーニングルーム」を設置し、必要備品等を準備 	A
1-5	病院機能や診療環境に対する評価制度の導入についての取組みを行う。	1-5	病院運営の問題点の洗い出しを行うとともに、病院機能や診療環境に対する評価制度の導入について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護部長及び中央放射線部技師長を副院長に登用し、病院長を中心に副院長等も構成メンバーとする病院経営・運営会議を週1回開催。病院の経営・運営に関する問題点の把握、対応策の検討 ・病院機能に対する評価制度に関する情報の収集を実施 	C

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
2-1 高度先進医療の積極的な開発・提供を目指す。 また、臨床試験、医師主導型臨床研究の実施を目指した体制を整備し、新情報を発信する。	2-1(1) 診療各科で行っている先進医療に係わる研究を調査し、高度先進医療への申請作業を促進させる。	眼底三次元画像解析、強度変調放射線治療に係る高度先進医療申請を提出	C
	2-1(2) 臨床試験、医師主導型臨床研究に積極的に取り組むとともに、奈良メディカルネットワークの構築に向けた検討を行う。	県立三病院における電子カルテの導入時期が未確定であるが、奈良メディカルネットワーク構築検討のためのワーキンググループのメンバー構成等を検討	D
	2-1(3) ホームページ等により、高度先進医療に関する情報を発信する。	眼底三次元画像解析や強度変調放射線治療の承認等についてホームページに掲載するなど、随時関係情報の発信を実施	B
2-2 高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、感染症センター、精神医療センター等がそれぞれの機能を十分に果たす。	2-2(1) 県との協議を進め、総合周産期母子医療センターの整備に向けた取組みを進める。	総合周産期母子医療センターの暫定整備について、平成19年11月1日に当該工事にかかる入札を実施し、平成19年度内での工事は順調に進捗(平成20年5月稼働予定)	B
	2-2(2) 高度救命救急センター、感染症センター、精神医療センター等が十分に機能を果たすことができるよう、県との連携を密にしながらか確実な運営に努める。	十分な機能を果たすためには看護師等のスタッフの確保、充実が不可欠であったため、看護師・看護補助(21所属のうち19所属に配置)、病棟クラーク(17病棟に18名を配置)の確保、配置を推進	B
2-3 平成20年度末までに、関係診療科が有機的に連携し、患者に対する全人的・総合的医療の提供に努め、疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けた取組みを行う。	2-3 疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けて検討を行う。	・他の先進的病院における取組み状況について情報収集 ・引き続き、患者動向やニーズを踏まえ、本県・本院に適した医療システムについて検討	C
2-4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科組織・体制の見直しに努める。	2-4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科組織・体制の見直しに努める。	・腫瘍センターを設置したほか、平成20年4月から感染制御内科外来を開設 ・平成20年4月から耳鼻咽喉科学の講座名称を耳鼻咽喉・頭頸部外科学に変更	B
2-5 特定機能病院に相応しい医療機器の整備を行う。	2-5 特定機能病院に相応しい医療機器の整備を行う。	高度の医療提供を行うための最新鋭のCT、MR等を導入	B
3-1 卒後臨床研修センターを中心として、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図るとともに、臨床研修・臨床実習に専念できる体制整備を推進する。	3-1(1) 臨床研修医や医員からの意見も参考にしながら、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図る。	・研修医のニーズを反映した研修期間の見直し(月単位→週単位)を実施 ・他病院の研修実施、評価方法等の調査を実施	B
	3-1(2) 医師・看護職者・コメディカル等それぞれの役割分担を明確にし、臨床研修医や医員が臨床研修や臨床実習に専念できる体制を整備する。	・看護補助(21所属のうち19所属に配置)、病棟クラーク(17病棟に18名を配置)を順次配置し、臨床研修・臨床実習の実施体制を整備 ・平成20年度から臨床研修医にPHS全配備	A
3-2 優秀な医療人を確保するため、医員について処遇の充実に取り組む。	3-2(1) 優秀な医療人を確保するため、医員について処遇の充実を図る。	報酬日額を改正 (平成18年度10,300円→平成19年度15,000円)	A

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		3-2(2)	臨床研修医についても処遇の充実を図る。	・報酬月額を改正 (平成18年度216,000円→平成19年度250,000円) ・平成20年度から臨床研修医にPHS全配備	A
3-3	医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員の高度な専門的知識と能力養成のため、職種ごとに研修等の充実を図る。	3-3(1)	医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員に高度な専門的知識と能力を修得させるため、必要な研修会等への派遣を推進する。	・認定看護師の認定講習会(1名)、薬剤師会実務研修(1名)等への派遣を実施 ・平成20年度予算において、看護師に対する先進病院への研修派遣、認定看護師資格取得経費の助成等を充実	A
		3-3(2)	専門的知識や能力を身に付けさせるため、職種ごとに附属病院内において実施する研修を充実・強化する。	各職種ごとに研修を実施 例 看護部:入職時研修、プリセプター研修、リーダー研修等レベルに応じた研修を実施 その他:NSTセミナー(毎月1回)、院内感染防止セミナー(3回)	B
3-4	臨床研修協力病院との連携を深め、地域医療を担う優秀な人材の輩出に努める。	3-4	関連臨床研修協力病院との連携を緊密にし、臨床研修医の評価・進路希望などに関する情報交換をさらに推進させる。	・臨床研修管理委員会や医学科6年生への説明会等を開催し、協力病院との連携、情報交換を推進 ・臨床研修医(歯科医師を除く。)の確保数は、平成18年度38名→平成19年度52名→平成20年度88名	A
3-5	臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの育成を図る。	3-5	臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの育成方策を検討する。	現在のSMOに関する契約状況、受入件数等を確認。今後引き続き、CRC等、臨床試験等を行う研究者、コーディネーターとして必要な知識・経験、費用対効果等の検証を進める。 ※ SMO(Site Management Organization): 治験施設支援機関。治験の業務向上の為、CRCのいない大学や病院が契約を行い、その施設に限り、治験業務の一部を支援するスタッフのこと ※ CRC(Clinical Research Coordinator): 臨床試験コーディネーター。臨床試験が適正かつ円滑に実施できるようサポートする専門スタッフのこと	C
4-1	大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携において中心的な役割を担い、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に貢献する。	4-1	大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携において中心的な役割を担い、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に向けて検討を進める。	・奈良メディカルネットワーク構築検討のためのワーキンググループのメンバー構成等について案を検討 ・引き続き、奈良メディカルネットワークの構築と併せて、「大和路医療情報ネットワーク」の構築について検討を続ける。	D

中期計画	年度計画	法人自己評価									
		年度計画の達成状況及び評定の理由					評定				
4-2	県の医療施策の立案等に積極的に参画するとともに、県立病院やへき地医療機関をはじめ県内の医療・保健施設における医師等の確保のため、人事交流の体制整備を図る。	4-2(1)	県の医療施策の立案等に積極的に参画する。	県が設置する奈良県医療制度改革推進本部の関係部会(医療審議会、地域医療センター委員会等)に参画、協力					A		
		4-2(2)	県とも協議をしながら、県立病院やへき地医療機関をはじめ県内の医療・保健施設における医師等の確保のため、人事交流の体制整備を図る。	渉外委員会を設置し、人事交流を推進					C		
4-3	地域医療機関の医療水準の向上のため、医師・看護職者・コメディカル等の派遣や診療情報の提供、研修等の支援を行う。	4-3	地域医療機関の医療水準の向上のため、医師・看護職者・コメディカル等の派遣や最新医療の情報を提供するとともに、研修会等の開催の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 各公立医科単科大学病院等における、勉強会の開催など連携病院への支援等事業状況について調査を実施 循環器・腎臓・代謝内科が開催している関連病院等に対する勉強会の実施について、その開催概要を把握(3ヶ月に1回開催) 今後、引き続き、当勉強会の開催支援、内容充実方策等について検討 					C		
4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置				A	2	B	3	C	3	D	1
1-1	大学で得られた成果を体系的に発信する大学主催の市民公開講座を充実させる。	1-1	大学主催の市民公開講座を充実させる。	公開講座受講者アンケートを実施し、講座内容を設定					C		
1-2	附属病院は患者等を対象に教育講座等を主催し、健康啓発活動を推進する。	1-2	附属病院主導の各診療科の健康教育講座を、附属病院患者・家族、一般市民を対象に学内で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 循環器・腎臓・代謝内科等が患者、家族等を対象にして腎臓病教室を開催(平成19年度は年10回開催) 今後、引き続き、当教室の開催支援、内容充実方策等について検討 					B		
1-3	地域住民や医療者の健康教育の推進に資するため、民間企業とも連携し、公開講座や生涯教育等の学習機会を積極的に提供する。	1-3	各診療科・県医師会部会単位で行っている公開講座や生涯教育等のうち、地域住民や一般医療者に公開可能なものを大学ホームページで広報する。	<ul style="list-style-type: none"> 各診療科等が開催している各種講座等について情報収集 引き続き、情報の収集及び公開の可否等について検討を行い、ホームページへの掲載を進める。 					D		
1-4	地域の小中高生等に対して、健康科学への興味・関心を高め、健康予防医学の認識・実践を促す健康科学教室を積極的に開催する。	1-4	地域の小・中学校、高等学校に対して、健康予防医学の認識・実践を促す健康科学教室開催などに関する調査を行い、平成20年度からの実施を検討する。	日本学術振興会の「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」に2テーマが採択され、中高生等を対象に体験講座を開催					A		
2-1	国際交流センターの設置を推進し、外国人研究者、留学生の受け入れ体制、修学体制を整備する。	2-1(1)	国際交流に関する交流指針の策定を検討する。	国際交流委員会を開催し、交流指針について検討に着手					C		
		2-1(2)	学内の国際交流(学術交流、留学生交流)の実態について調査する。	平成20年2月に学内の国際交流についての実態調査を実施					B		
2-2	海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。	2-2	海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する検討を始める。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月からのイギリス・オックスフォード大学との学術交流協定の締結に向け取組みを行った。 国際交流委員会を開催し、海外の大学等との学術交流について検討 					A		

中期計画	年度計画	法人自己評価							評価
		年度計画の達成状況及び評価の理由							
2-3 教育・研究・医療の向上を図るため学生、教員及び職員の海外研修を行う。教員についてはサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入を図る。 ※ サバティカル制度： 専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度	2-3(1) 学生、教員及び職員の海外研修を行うため、学内の海外渡航助成制度や学外の海外派遣制度の積極的活用について検討する。	・海外留学を促進するため、休暇制度を活用した3年間(従来は2年間)の留学制度を創設(平成19年10月) ・国際交流委員会を開催し、海外研修制度について検討							B
	2-3(2) 教員についてのサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入についての検討を始める。 ※ サバティカル制度： 専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度	他学の状況を把握し、サバティカル制度についての検討を開始							C
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		A	3	B	28	C	10	D	2
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置		A		B	10	C	3	D	
1-1 理事長補佐機能を整備し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。また、新たに副学長を設置する。	1-1(1) 役員会を設置するなど、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。	毎週1回、役員会を開催し、理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営を実施							B
	1-1(2) 新たに医学部長及び附属病院長を副学長とし、理事長補佐機能を整備する。	医学部長及び附属病院長を副学長に任命							B
1-2 幅広い視野からの法人運営を可能とするため、経営審議会委員及び教育研究審議会委員のみならず、理事に学外者を登用する。	1-2 経営審議会委員、教育研究審議会委員及び理事に学外者を登用する。	・経営審議会に6名の学外委員を登用、また、副理事長に学外者を登用 ・教育研究審議会については未登用							C
1-3 教授会、教授会議機能の見直しや各種委員会の統廃合を行い、効率的な法人運営を図る。	1-3(1) 役員会、経営審議会及び教育研究審議会のほか、教授選考会議を設置することに伴い、教授会・教授会議機能の見直しを行う。	教授会、教授会議の機能を見直し、教授会規程及び学科教授会議規程を改正(平成19年4月)							B
	1-3(2) 大学及び附属病院に設置している各種委員会について、必要性の検討を行い、統廃合を実施するとともに、必要に応じて新たな委員会の設置について検討を行う。	・法人設立に合わせ統廃合を実施(廃止7、統合2委員会) ・「がん診療連携拠点病院運営検討委員会」、「地域医療連携推進委員会」、「児童虐待防止委員会」を設置							B
1-4 各理事と各事務組織が連携できるような体制を整備することにより、理事がそれぞれの職務を効率的かつ効果的に果たすことができるようにする。	1-4 各理事と各事務組織が連携できるような体制を整備することにより、理事がそれぞれの職務を効率的かつ効果的に果たすことができるようにする。	事務組織を2部制(法人企画部・病院経営部)に再編し、各理事の業務について、担当事務部局が連携し、効率的、効果的に業務を遂行							B
1-5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等の参画を図り、教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図る。	1-5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等が参画できる制度を構築する。	学長及び副学長選考において、事務職員及びコメディカル(課長補佐級以上)による意向投票を実施							B
2-1 専任化された附属病院長の役割を明確化するとともに、権限の強化を図ることによって、病院運営管理機能の向上を図り、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。	2-1(1) 附属病院長の役割を明確化するとともに、権限の強化を図ることによって、病院運営管理機能の向上を図り、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。	附属病院長の専任化を実現するとともに、病院運営管理機能の向上に向け組織充実等を行った。							B

中期計画		年度計画		法人自己評価							
				年度計画の達成状況及び評定の理由						評定	
		2-1(2)	総合医療情報システムによるデータ等を活用して、附属病院長、副病院長等で構成する病院幹部会議において病院運営方針の策定を行う体制を確立する。	・病院長を中心に、副院長等を構成メンバーとする病院経営・運営会議を立ち上げ、週1回開催 ・総合医療情報システムのデータ等を用いて、病院の経営・運営に関する問題点の把握、対応策の検討を実施						B	
2-2	附属病院長の諮問機関として病院経営委員会を設置するなど、附属病院長のサポート体制を確立する。	2-2	附属病院長の諮問機関として病院経営委員会を設置する。	病院長付参与等を採用・配置						B	
2-3	病院運営協議会のほか病院運営に関する各種委員会について、その役割等の見直しを行い、統合・再編等を検討する。	2-3	病院運営に関する各種委員会について、その役割等の見直しを行い、必要に応じて統廃合を行う。	病院経営・運営会議の立ち上げに併せて、病院運営協議会等の位置づけ等を明確化するとともに、設置目的等に応じて各種委員会構成メンバーの見直し等の検討協議を実施						B	
2-4	病院内において適正な貢献度評価とメリットシステムの確立を目指すとともに、各診療科の経営指標や特性等を勘案して、効率的かつ効果的な病院経営がなされるよう予算や人材の適正配分に努める。	2-4(1)	各診療科ごとの貢献度を適正に評価できる評価指標の設定など、評価システムの構築に向けて検討を行う。	評価システムの構築に不可欠である管理会計システムの開発を推進、データ取り込みテスト等を実施するとともに、管理会計システムに密接に関連する物流システムの早期完成に向け、トライアルの実施等を行う。						C	
		2-4(2)	評価結果を反映させるメリットシステムの構築に向けた検討を行う。	医員配置や医療備品の購入等、評価結果を反映させる対象項目について検討						C	
2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための措置				A		B	4	C	1	D	1
1-1	教育・研究・診療の各組織のあり方を検討し、弾力的な運営形態の実現を目指す。	1-1(1)	准教授等の職名を導入するとともに、大学院における教育・研究指導者としての位置付けを明確にする。	・平成19年4月1日より准教授、助教の職名を導入 ・大学院における研究指導教員の目安を策定し、審査を実施(平成19年7月)						B	
		1-1(2)	病院教授制度の導入についての検討を行う。	病院教授制度の導入の意義や効果等について検証						D	
1-2	研究組織と診療組織との関係を明確にし、教育・研究・診療に係る教員の権限と責任の明確化を図る。	1-2	臨床系講座・病院各部門における教育・研究・診療に関する教員の権限と責任の明確化に向けた検討を行う。	診療組織のあり方を検討する中で、教員、特に診療科部長としての権限と責任について検討						C	
1-3	教育・研究・診療に関する組織・個人の評価に、学生、教員及び職員並びに患者、関係機関等の外部の視点からの評価を加え各組織の活性化・編成・見直しに必要な評価システムの導入を図る。	1-3,4	教育・研究・診療の各組織の活性化・編成・見直しを進めるための評価システムの導入について、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループが検討を行う。	・医学科における教員別授業評価の実施方法を検討(平成20年度から実施予定) ・診療における評価システムの構築に不可欠である管理会計システムの開発を推進、データ取り込みテスト等を実施するとともに、管理会計システムに密接に関連する物流システムの早期完成に向け、トライアルの実施等を行う。						B	
1-4	これらの評価システムは、昇進、表彰、任期制に連動させ、優秀な人材の確保に努められるよう、随時見直しを行い環境変化に対応させる。										
1-5	在学中の学生評価のみならず、卒業生の追跡調査・評価を行うことにより、教育システムの恒常的改善を図る。	1-5	卒業生に対する追跡調査等の実施に向けた検討を行う。	学生のフォローアップのため、後期研修先や専攻領域についての調査が必要と考えており、同窓会とも協議し、実施方法を検討						B	

中期計画		年度計画		法人自己評価							評価
				年度計画の達成状況及び評価の理由							
1-6	重点的研究テーマの推進体制等については、全学的な視点から戦略的に対応する。	1-6	重点的研究テーマを全学的に推進するための体制構築に向けて、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループが検討を行う。	役員会、教育研究審議会において重点的に取り組む分野として、グローバルCOEプログラム獲得へ向けた取組みを決定し、同プログラムに申請した。 プログラム名称： 「新Virchow血栓止血医学の拠点形成」							B
3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置				A	3	B	10	C	6	D	1
1-1	奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関が連携して、教員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。その上で、相互に人事交流を積極的に行うことにより教員構成の多様化の推進を図る。	1-1	奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関が連携して、専門別の研修会を実施する。研修会では参加者相互の交流を積極的に図る。	県内の教育・研究機関による専門別研修会の実施に向け検討							D
1-2	多様な知識・経験を有する教員の学問的交流を促進し、教育・研究・診療機能の活性化を図るため、すべての教員について、任期制(任期6年)の導入を推進する。	1-2	すべての教員を対象として、任期制(任期6年)の導入を推進する。	・法人化前に在籍した全ての教員に対し、任期制への同意を要請(同意率86%) ・法人化後に採用する全ての教員に任期制を導入							B
2-1	高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修のプログラムを計画・実施する。さらに、その実施状況や問題を把握し、より進んだ研修を定期的に実施する。	2-1	高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修のプログラムをまず、計画・実施する。	平成20年度には、看護師に対する先進病院への研修派遣、認定看護師資格取得経費の助成等を実施							B
2-2	県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。	2-2	県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。	看護専門学校等からの実習生を受入れ (平成19年度 実受入人数280人)							B
2-3	専門知識を必要とする病院事務部門への専門事務職員の登用を図る。	2-3	医事請求業務、医療相談業務等の病院事務部門に、それぞれの専門分野の業務に精通した者を登用するための方策を講じる。	・17病棟に18名の病棟クレークを配置 ・医療相談機能の充実に向け、平成20年度から警察官OB、専任看護師等を配置							A
2-4	職員の採用に当たっては、必要な人員の確保、実務能力を有する者の確保、採用時の公平性の確保の観点に留意し、嘱託等の非常勤職員や民間の有為な人材の活用を図る。	2-4(1)	公平性、透明性を確保しつつ、嘱託等の非常勤職員を活用した法人独自の採用方法を導入し、必要な人員の確保、実務能力を有する者の確保に努める。	・一定の能力を備えた嘱託を採用するため、嘱託職員選考基準を策定(平成19年6月) ・医療職に加え、事務嘱託職員採用試験(面接・作文)を実施。事務組織に7名採用							B
		2-4(2)	民間の有為な人材の採用に取り組む。	民間経験者の採用を促進するため、採用試験年齢制限の引き上げを実施 (事務職35歳、医療職40歳)							C

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
2-5	医師及びコメディカル等の労働環境整備等、処遇の改善を図る。	2-5	医師及びコメディカル等が本来業務に専念できるようにするとともに、誇りを持って働ける環境づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・21所属のうち、19所属に人材派遣による看護補助を配置 ・男性看護師の更衣室等を、旧D病棟4階に拡大整備 ・総合周産期母子医療センター整備にあわせて、スタッフステーションを改修、改善 ・職員提案を受ける場として、病院長ヒアリングを実施 ・平成20年4月から臨床教員について、給料の初任給水準を見直すとともに、給料調整額を付与するなど、処遇の改善を図ることとした。 	A
2-6	職員の知識・技術・経験の向上を図り、また、法人運営に必要な知識や経験を持った人材の確保を図るため、奈良県等との間において人事交流を実施する。	2-6	職員の知識・技術・経験の向上を図り、また、法人運営に必要な知識や経験を持った人材の確保を図るため、奈良県等との間において人事交流を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療センター整備工事を促進するため、県との人事交流により、技術職員2名を採用(平成19年10月) ・事務職員、医療職員の奈良県との人事交流を実施(平成20年4月1日付け) 	C
3-1	任期制の再任評価結果を反映する方法として、一定の成果をあげた教員に対してサバティカル制度など労働意欲を高める方策の導入を図る。 ※ サバティカル制度: 専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度	3-1	任期制の再任評価結果を反映する方法として、一定の成果をあげた教員に対してサバティカル制度など労働意欲を高める方策について検討を行う。 ※ サバティカル制度: 専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度	他学の状況を把握し、サバティカル制度についての検討を開始	C
3-2	事務・看護職者・コメディカル等の職員についても、能力及び資質の向上、適材適所への配置及び公正な処遇を図る見地から、評価制度の導入を図り、評価結果に応じた昇任や賞与等への反映についての取組みを行う。	3-2	職種ごとの評価制度及び評価結果に応じた昇任や給与・賞与等への反映方法について検討を行う。	事務職員について評価を実施するとともに、一定の管理職員については、評価結果の賞与への反映を実施。看護職及びコメディカルについての評価制度の導入と全ての職員に対する評価結果の給与・賞与等への反映について組合と協議中	A
4-1	状況の変化等に応じて事務組織の見直しに努めるほか、適正な人員配置を行う。	4-1	法人化に伴い増加する業務、強化が必要な業務、整理可能な業務等を考慮した上で、事務組織を再編し、適正な人員配置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化に伴い、平成19年4月に事務組織を再編 ・平成20年4月に向け、課内室制度を廃止(研究推進課を設置、情報企画室を経営企画課へ統合)、債権管理及び調達業務の担当補佐を新設、病院総合相談窓口を設置するなど、重点業務へ人員を配置 	B
4-2	医師や看護師など職種ごとの役割分担を明確にし、本来の業務に専念できる効率的な運営を図る。 これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務等を処理するために補助職員を新たに病棟に配置するとともに、病棟における投薬準備業務等に対応するための薬剤師を増員する。	4-2	これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務等を処理するために補助職員を新たに病棟に配置するとともに、病棟における投薬準備業務等に対応するための薬剤師を増員する。	<ul style="list-style-type: none"> ・21所属のうち19所属に人材派遣による看護補助を配置 ・17病棟に18名の病棟クラークを配置 	B

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
4-3 看護師の需給バランスの状況を踏まえ、看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を進め、看護師の確保を図る。 ※「7対1」:平均して入院患者7人に対し看護師1人が実際に勤務している状態をいう。現在の配置基準は「10対1」	4-3(1) 看護師にとって魅力ある労働環境の整備に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護補助(21所属のうち19所属に配置)及び病棟クレーク(17病棟に18名を配置)を順次配置 ・夜間看護業務の現状に配慮し平成20年2月から夜間看護手当の引き上げを実施(6,600円→10,000円) ・男性看護師の更衣室等を、旧D病棟4階に拡大整備 ・総合周産期母子医療センター整備にあわせて、スタッフステーション等を改修、改善 	B
	4-3(2) 看護師の育児環境整備を図るため、夜間保育を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年6月から週1回(金曜日)24時間保育を実施 ・育児環境整備の観点から、平成19年6月より送迎用駐車場用地を確保 	B
	4-3(3) 本学看護学科及び県内看護学校の卒業生の確保を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師向け就職情報誌及び情報サイトに募集広告を掲載 ・看護学校卒業予定者等に対し、先輩看護師による就職説明会を実施 ・県内の看護師養成学校への訪問依頼 ・本学教職員や看護短期大学部同窓会への募集案内送付等による看護師確保勧誘活動 ・平成19年4月から毎月採用試験を実施 ・試験内容の簡素化を実施 ・採用時の年齢制限を撤廃 平成19年度中途採用 10名 平成20年4月新規採用(既卒者含む。) 50名 	C
	4-3(4) 他府県の看護学生の獲得に向けて活動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師向け就職情報誌及び情報サイトに募集広告を掲載 ・採用試験を予定している鹿児島県及び近府県の看護師養成学校への訪問依頼 ・県外での合同就職説明会(大阪・福岡・高松) ・本学教職員による看護師確保勧誘活動 ・平成19年4月から毎月採用試験を実施 ・試験内容の簡素化を実施 ・採用時の年齢制限を撤廃 平成19年度中途採用 4名 平成20年4月新規採用(既卒者含む。) 20名 	B

中期計画		年度計画		法人自己評価					評価
				年度計画の達成状況及び評価の理由					
		4-3(5)	仕事に就いていない看護師の掘り起こしを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師向け就職情報誌及び情報サイトに募集広告を掲載 ・県外での合同就職説明会(大阪・福岡・高松) ・本学教職員や看護短期大学部同窓会への募集案内送付等による看護師確保勧誘活動 ・平成19年4月から毎月採用試験を実施 ・試験内容の簡素化を実施 ・採用時の年齢制限を撤廃 平成19年度中途採用 13名					B
4-4	多様な雇用形態の採用や外部委託の導入に努める。	4-4(1)	外部委託、日々雇用職員で可能な業務、任期付き職員や嘱託職員で対応すべき業務と正規職員で対応すべき業務の整理を行う。	各部門において、業務整理を検討					C
		4-4(2)	業務の整理に基づき、多様な雇用形態の採用や外部委託の導入を図る。	一部の業務について、正規職員から嘱託職員への振替を実施					C
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置				A	B	4	C	D	
1-1	事務組織、事務分掌及び事務権限を抜本的に見直し、フラットで効率的な事務組織への再編を行う。	1-1	事務組織、事務分掌及び事務権限の見直しを行い、効率的な事務組織への再編を行う。	平成20年4月に向け課内室制度を廃止(研究推進課を設置、情報企画室を経営企画課へ統合)、債権管理及び調達業務の担当補佐を新設、病院総合相談窓口を設置するなど、重点業務へ人員を配置					B
1-2	事務組織の恒常的な見直しを行い、機動力のある組織を維持する。	1-2	新たな事務組織、事務分掌等について点検・評価を行い、必要な見直しに取り組む。	平成20年4月に向け課内室制度を廃止(研究推進課を設置、情報企画室を経営企画課へ統合)、債権管理及び調達業務の担当補佐を新設、病院総合相談窓口を設置するなど、重点業務へ人員を配置					B
2-1	情報システム化の推進により、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を図る。	2-1	新たに財務会計システムや人事給与システム等を導入するなど、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計に対応した財務会計システムを平成19年6月から、給与システムを平成19年7月から、それぞれ本稼働し、迅速かつ確かな処理を実施 ・各種事務申請書類等のダウンロードによる、事務の迅速化・簡素化・効率化を実施 ・旅費計算システムを導入し、事務の集約化を実施 					B
2-2	業務内容等を分析・検討し、外部委託を図る。	2-2	業務内容や費用対効果を分析・検討し、可能な業務について外部委託の導入を行う。	臨床検査委託業務において、院内対応と外部委託を経費比較する等により経費削減が見込まれた項目については外部委託に変更 (新規委託追加項目数 23項目、院内→外部委託への変更項目数 5項目)					B

中期計画		年度計画		法人自己評価					評価		
				年度計画の達成状況及び評価の理由							
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置				A	7	B	19	C	5	D	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置				A	6	B	10	C	3	D	
1-1	競争的外部資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を全教員が1件以上行い、採択件数・採択額ともに中期目標期間中に法人化前に比して20%の増加を目指す。 医学分野のみならず他の分野の研究費公募に関する情報も収集し、学内に周知するとともに、いち早く競争的外部資金の公募に応じられるようにするため、研究推進室の充実を図る。	1-1(1)	研究推進室において医理工学的な研究の実態を把握できるようにするため、職員が研究現場や成果発表現場にも出向くように努める。	・機会を捉え、研究推進室の職員が成果発表現場等に参加 ・文部科学省科研費にかかる当初内示(平成19年4月)及び追加内示(平成19年8～9月)において、対前年度比で件数17.7%、金額18.4%の増加					A		
		1-1(2)	学内の研究者が外部資金の公募に応募するように、説明会やインターネットを通じて学内向けの広報に努める。	・文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等各種団体の内容をホームページで紹介 ・平成20年度の科研費の応募前に、効果的な応募に関する説明会を開催(平成19年9月20日)					B		
1-2	産学官連携の推進体制の強化や研究活動状況の積極的な公開を通じて、外部研究資金の受入れを促進する。	1-2(1)	産学官連携の推進のため、産学官の参加する公開講座の設置について検討する。	住居医学講座の住居医学研究会を年間で10回開催(平成19年度実績)					A		
		1-2(2)	産学官連携を推進するための学内組織のあり方を、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループにおいて検討する。	・教育研究審議会(平成19年10月4日)、その後の役員会で研究推進のために当面取り組む課題の一つとして、産学官連携の推進が決定した後、産学官研究交流促進グループを設置(平成19年11月13日)。産学連携の基本的な考え方として、産学連携推進ポリシー(案)を作成 ・同志社女子大学と学術交流等の包括協定を締結(平成19年6月26日) ・奈良県立医科大学・同志社女子大学連携推進協議会を設立(平成19年8月3日)し、両学の連携内容を検討。平成19年度4回開催					A		
2	研究推進室を充実させ、知的財産権の確保に努めるとともに、産業界等からの技術相談等に対する学内人材の有効活用を図り、知的財産権の実用化をサポートする。	2(1)	研究推進室を中心にして、技術活用方法について検討する。	産学官連携を推進するため設置した産学官研究交流促進グループにおいて、知的財産の取扱い等について検討し、知的財産ポリシー(案)を作成					B		
		2(2)	学内の技術リストを作り、技術相談等を通じた人材の知的活用について検討する。	産学官連携を推進するため設置した産学官研究交流促進グループにおいて、知的財産の取扱い等について検討し、知的財産ポリシー(案)を作成					B		
3-1	附属病院の業務運営における機能面の問題点を抽出し、柔軟な解決策を設定し、速やかに対応する。	3-1	附属病院長を中心にして、附属病院の業務運営における機能面の問題点を抽出し、柔軟な解決策を設定し、速やかに対応するための体制を確立する。	・看護部長及び中央放射線部技師長を副院長に登用し、広く病院業務運営の問題点を把握可能とするほか、病院長を中心に副院長等も構成メンバーとする病院経営・運営会議を週1回開催 ・病院業務運営の問題点について、現場の声を聴くために随時、病院長ヒアリングを実施					A		

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
3-2 総合医療情報システムを活用して診療科別、患者別、DPC別原価計算を行うなど、各種指標を有効に使い、適切かつ効率的な診療報酬の確保を推進する。 ※ DPC(Diagnosis Procedure Combination): 疾患を傷病名や重症度、手術・処置の有無など治療の内容等に応じて分類したもの	3-2 総合医療情報システムにより各種指標を有効に活用して、適切かつ効率的な診療報酬を確保していくための体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・病院長を中心とする病院経営・運営会議を立ち上げ週1回開催。総合医療情報システムのデータ等を活用して、病院の経営・運営に関する問題点の把握、対応策の検討を実施 ・各種指標作成に不可欠となる管理会計システムの開発を推進、データ取り込みテスト等を実施するとともに、管理会計システムに密接に関連する物流システムの早期完成に向け、トライアルの実施等を行う。 	C
3-3 一定水準の病床稼働率を確保しつつ、平均在院日数の短縮を図るなどにより、診療報酬の確保に努める。中期目標期間内に病床稼働率は93%、平均在院日数(一般病棟)は17日を目指す。 ・クリニカルパスを充実させることにより、計画的な診療を実施する。 ※ クリニカルパス: 特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法 ・地域連携の一層の推進を図り、患者の病状を見据えながら円滑な入院・転退院を促進する。 ・効率的な病床利用を図るため、ベッドコントロール機能を充実・強化するとともに、医療情勢を見定めた適正かつ妥当な稼働病床数の設定を行う。 ・実績に応じて診療科ごとの手術予約枠を見直すことなどにより、手術件数の増加に努める。	3-3(1) クリニカルパスの構築を推進する。 ※ クリニカルパス: 特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年7月、クリティカルパス委員会を再設置 ・平成19年8～12月、医師及び看護師中心のチームを編成し、代表的な疾病に係るクリニカルパスの作成を推進 ・平成20年1～3月、各診療科が作成したパスについて、医師、看護師、中央部門、事務合同で内容に関する検討会を実施 (17診療科で25個のパスを作成) ・平均在院日数を短縮 平成18年度 18.22日 平成19年度 16.62日 	B

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
	3-3(2) 地域連携を一層推進するための体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年7月 近畿2府4県の公立大学病院等13施設に地域医療連携室現状調査を実施 レントゲン画像支援CD-Rシステムの構築 ・平成19年9月 地域医療連携推進委員会発足 ・平成19年10月 地域医療連携室の執務環境充実(10月22日場所の移転等) 持込画像の電子カルテ取込システム構築 ・平成19年12月 レントゲン画像CD-R対応可否について120医療機関にアンケート調査 ・前方連携(紹介患者の予約診療)実施に向け、業務フロー案を作成。平成20年4月開催予定の地域連携推進委員会において取組み方針の具体化や運用方法を検討、調整 ・入院患者の退院支援 <ul style="list-style-type: none"> ①退院が難航するケースを中心に支援(在院日数300日経過のケース3例) ②平成19年度実施結果 75件(対前年比 75件 / 8件≒9倍の増) ・レントゲン画像支援業務の効率化(CD-Rの推進) <ul style="list-style-type: none"> ①平成19年度実績 持出支援件数 1,577件 フィルム1,087件、CD-R 490件(CD-R 上半期75件、下半期 456件) CD-R増加で業務効率、経済的効果が得られた。 ②持込画像の電子カルテ取込 10月トライアル運用開始から146件 ③支援業務において放射線技師介入は必須で新たに技師を配置 ・診療支援連携 情報検索・情報提供依頼に関する連携と調整等 	B
	3-3(3) ベッドコントロール機能を充実・強化するためのシステムを確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のベッドコントロールに係る業務手順を検証 ・平成20年度から看護副部長の充実など、ベッドコントロールを進めるための体制を強化 	B

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
		3-3(4)	実績を踏まえ、診療科ごとの手術予約枠の見直しを行う。	・手術の実施状況等実態把握を行う。 ・手術予約枠の見直しは、麻酔科医の勤務状況や看護師の充足度等の問題もあり、これらの動向を踏まえて引き続き検討を進める。	C
		3-3(5)	以上の取り組み等により、病床稼働率は91%、平均在院日数(一般病棟)は17.5日を目指す。	平成19年度の平均稼働率は85.2%、平均在院日数(一般病棟)は16.62日	B
3-4	診療報酬請求内容の精度を高め、診療報酬請求の一層の適正化を推進する。 ・医事請求精度調査を継続的に実施し、診療科に対して、調査結果を確実にフィードバックするとともに、診療報酬請求内容のチェックを充実し、診療請求精度の向上を図る。 ・診療報酬制度の改正への対応を確実に行うとともに、入院基本料等加算など新たな加算の取得に向けた対応を図る。	3-4(1)	医事請求精度調査を継続的に実施し、診療科に対して、調査結果を確実にフィードバックする。	精度調査に代えて、診療情報管理士等による診療報酬請求内容のチェックを重点実施し、チェック結果を医事委託業者等にフィードバックする。	A
		3-4(2)	医事請求精度調査を踏まえ、診療報酬請求の適正化を推進させるためのシステムを構築する。	精度調査に代えて、診療情報管理士等による診療報酬請求内容のチェックを重点実施し、チェック結果を医事委託業者等にフィードバックする方策を導入	A
		3-4(3)	診療報酬請求内容のチェックを充実するためのシステムを確立する。	・17病棟に18名の病棟クラークを配置。医師が入力したDPCコードの確認、処置の入力もれ等の確認を実施 ・診療報酬請求内容の適正化を図るため、専門部署を設置	B
3-5	特殊検診業務や自由診療等の導入・実施を検討・促進し、病院使用料等の増収を目指す。	3-5	特殊検診業務や自由診療等の導入に向けた検討を行う。	眼底三次元画像解析、強度変調放射線治療に係る高度先進医療申請を提出	B
4-1	授業料等の学生納付金や施設使用料など各種手数料については、その特性を考慮しつつ適切に料金設定する。	4-1	授業料や施設使用料などの各種手数料については、他学の状況などの情報収集に努め、適正な料金設定を行う。	・大学院修士課程入学金 282,000円、授業料 535,800円(平成20年3月5日設定) ・看護実習生受入料 600円→1,000円(平成20年4月1日から適用) ・レントゲンのコピー代追加 CD-R 120円、DVD-R 200円(平成19年4月設定) ・羊水検査採取料 37,000円→60,000円(平成20年1月1日改定) ・胎児スクリーニング 初診 10,500円、再診 8,400円(平成20年1月1日設定) ・分娩介助料 67,000円→90,000円(新料金は平成20年10月1日から適用) ・新生児介補料 4,000円(平成20年10月1日から適用)等	B
4-2	施設の有効な利活用等を推進するなど、施設使用料等の自己収入の増加を目指す。	4-2	施設使用料の導入・見直しなどを通じ、施設の有効な利活用を推進するとともに、自己収入増加への取り組みを行う。	各種媒体に対し、共通の認識に基づき広告を掲載するため、広告掲載要綱及び広告掲載基準を策定	C

中期計画	年度計画	法人自己評価						評価		
		年度計画の達成状況及び評価の理由								
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置		A	1	B	7	C	2	D		
1-1	多様な雇用形態や外部委託の導入により人件費の抑制に努める。	1-1,2,3 (1)	多様な雇用形態や外部委託の導入により人件費の抑制に努める。	嘱託職員及び日々雇用職員の報酬(賃金)単価を定めるとともに、嘱託職員選考基準を策定(平成19年6月)						C
1-2	新たに採用する職員の給与制度のあり方について検討を行い、人件費の抑制を図る。									
1-3	以上の取組み等により、中期目標期間内に正規の教員及び職員の人件費(退職手当を除く。)の5%の削減を目指す。 ただし、今後新たに県から負託された業務の実施に伴う増員により必要となる人件費については、必要に応じて別途の取扱いを行う。	1-1,2,3 (2)	新たに採用する職員の給与制度のあり方について検討する。	職員のやりがいの喚起、人材確保、法人経営の視点にたち、法人採用の職員に適用する給与制度を構築(平成20年度から適用)						B
2-1	複数年契約や調達から供給、保管までを業者が一括管理するなど多様な契約方法を活用するほか、適切な在庫管理を徹底するなどによって、医薬材料費や医療用消耗品の削減を図る。中期目標期間内に医薬・診療材料費比率については41%を目指す。	2-1(1)	診療材料や医療用消耗品について、調達から供給、保管までを一括管理する契約方法などの導入に向けて取組みを行う。	・SPD導入病院の状況調査を実施 ・SPD導入に当たっては、物流システムとの密接な連携が不可欠であることから、当該システムの導入・運用について院内で協議を実施						B
		2-1(2)	上記の取組み等により、医薬・診療材料費比率については43%を目指す。	手術キットの見直し、ジェネリック医薬品の導入、高額購入品目を中心とした価格交渉などを実施。平成19年度の医薬・診療材料費比率は、45.2%						C
2-2	医療機器については、その必要性や採算性を十分検証・考慮するとともに、透明性を確保しながら、機器購入に維持管理をセットした複合契約の導入、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法の導入に向けた取組みを進める。	2-2(1)	医療機器の購入に当たっては、必要性や採算性を十分検証する。	100万円以上の医療機器については、書面により、必要性を十分精査するとともに、採算性を数値により分析したうえで購入。特に採算性については、ランニングコストも含めて、検証を実施。また、超音波診断装置については、実態調査を実施するとともに、その有効利用を検討するワーキンググループを設置し、導入の必要性を検証						B
		2-2(2)	透明性を確保しながら、医療機器購入に維持管理をセットした複合契約の導入、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法の導入に向けた検討を行う。	・購入に当たっては、ランニングコストを含めた総額により価格交渉を実施。また、使用可能年数を考慮し、リースと購入の経費比較により、リース契約が経費節減となる場合は、リース契約を締結 ・機種選定にあたっては、メーカー間等の競争原理が働くよう、可能な限り複数の機種を選定						A
2-3	医療機器の保守・点検などについては、MEセンターを積極的に活用し、運用経費の削減を図る。 ※ MEセンター(Medical Engineering Center): 医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署	2-3	MEセンターの業務見直しを行い、医療機器の保守・点検などを掌握する部門(臨床工学士、事務職員)を充実させるとともに、医療機器の保守・点検業務の一元管理を推進する。 ※ MEセンター(Medical Engineering Center): 医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署	・人工呼吸器、体外循環装置(人工心肺IABP)等6機種については、MEセンターで一元的に管理を実施。また、業者対応の修理の主なものについて、MEセンターで請求内容のチェックを実施 ・平成20年度から臨床工学士2名を増員し、MEセンターの機能充実を図る。						B

中期計画	年度計画	法人自己評価					評価
		年度計画の達成状況及び評価の理由					
2-4 総合医療情報システムの活用等により、附属病院長の指導のもと投薬や検査等を見直し、経費の削減を図る。	2-4 総合医療情報システムの活用等により、附属病院長の指導のもと投薬や検査等を見直しを行うための体制を確立する。	・医薬材料の積極的な見直しを行うため、病院長付参与及び嘱託を配置 ・ジェネリック医薬品(14 医薬品)の導入と手術キット等の見直しを実施					B
2-5 医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入により経費削減を図る。	2-5 医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入により経費削減を図る。	臨床検査委託業務において、院内対応と外部委託を経費比較する等により経費削減が見込まれた項目については外部委託に変更(新規委託追加項目数 23 項目、院内→外部委託への変更項目数 5項目)					B
2-6 医療用消耗品等各種物品の購入の適正化を図るシステムの一層の充実を図る。	2-6 医療用消耗品購入等審査委員会の機能を充実するなど、各種物品の購入の適正化を図るための体制を確立する。	・SPD導入に向けて調査、院内での協議を実施 ・同種・同効品目の整理とともに、安価な品目へ変更し、購入品目数及び購入額の削減を実施 ・各種物品の購入の適正化を推進するため、平成20年度から用度担当補佐を配置					B
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		A		B	2	C	D
1-1 遊休施設・設備等保有資産については、適切な維持管理のもと、効率的かつ効果的な利用を推進する。	1-1 遊休施設・設備等保有資産については、施設整備計画を見据えながら、効率的かつ効果的な利用を推進する。	・大学部門では、病院内に臨床研究室として病理診断学、住居医学(寄付講座)を整備 ・病院部門では、地域医療連携室、医療安全推進室、トレーニングルームを整備					B
1-2 短期の資金運用等に当たっては、十分な危機管理対策を図り、安全かつ有利な管理・運用を行う。	1-2 短期の資金運用に当たっては、ペイオフ対策を講じるとともに、安全かつ有利となるよう配慮する。	・短期運用資金については、ペイオフ対策のため無利息普通預金で管理 ・学術奨励会から承継した資金の一部(150百万円)は、地方債で資金運用					B
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置		A		B	10	C	D
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置		A		B	5	C	D
1-1 平成19年度末までに自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを構築する。	1-1 自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを構築する。	・平成19年度は、年2回、年度計画の取組みについての進捗状況をとりまとめ、役員会、経営審議会及び教育研究審議会に報告 ・進捗が遅れている取組みの所管課には、今後の取組み計画についての説明を求め、年度計画の適切な遂行を図った。					B
1-2 定期的に自己点検・評価、第三者による外部評価を実施する。	1-2 年度計画の進捗状況について、自己点検・評価を実施する。	年2回実施した年度計画の進捗状況のとりまとめにおいて、進捗の進んでいる取組みと遅れている取組みとに区分して自己点検・評価を行った。					B

中期計画	年度計画	法人自己評価					評価		
		年度計画の達成状況及び評価の理由							
1-3	奈良県地方独立行政法人評価委員会による毎年度の業務実績評価や大学評価学位授与機構等の認証評価機関による第三者評価の結果を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組む。	1-3	奈良県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組むためのシステムの構築に向けて検討を行う。	・年度計画の実施結果について、役員会、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経て自己評価を実施し、評価結果を今後の取組みにフィードバックする。 ・評価結果については、業務実績報告書としてとりまとめ、奈良県地方独立行政法人評価委員会に提出する。					B
1-4	自己点検・評価及び外部評価の結果について、ホームページ等により公表する。	1-4(1)	自己点検・評価について、ホームページ等による公表に向けて取組みを進める。	奈良県地方独立行政法人評価委員会での評価等を経た後、業務実績報告書等をホームページで公表する。					B
		1-4(2)	平成18年度に実施した大学評価学位授与機構による第三者評価の結果を公表する。	・大学機関別認証評価の受審評価について、大学評価・学位授与機構の公表結果にリンクする形でホームページに掲載し公開(平成19年4月) ・認証評価認定マークをホームページに掲示					B
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置				A	B	5	C	D	
1-1	業務実績や財務状況等について、県民等にわかりやすく公表する。	1-1	業務実績や財務状況等の公表に向けて取組みを行う。	奈良県地方独立行政法人評価委員会での評価等を経た後、業務実績報告書及び財務諸表等をホームページで公表する。					B
1-2	広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、教育・研究・診療に関する状況や成果についての情報を発信する。	1-2	広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、研究者情報や研究成果等について積極的に情報を発信する。	・広報誌(学報)について、配布対象者を学生まで拡大するとともに、ホームページで広く一般に公開(平成19年4月) ・公開講座開催案内及び開催結果について、ホームページで公開					B
1-3	大学のホームページについて社会のニーズに対応した内容に整備・充実させ、大学情報を積極的に発信する。	1-3(1)	ホームページの内容の充実を図る。	・サイト訪問者にわかりやすいトップページ構成となるよう随時見直しを行うとともに、トピックスの充実、項目・内容を整理 ・法人の各種規程を掲載 ・「調達情報」のページを立ち上げ、一般競争入札の情報を掲載。また、県の入札情報のページともリンクし、広く入札情報を提供					B
		1-3(2)	中期目標・中期計画等の内容をホームページに掲載するなど、大学情報を積極的に公開・提供する。	平成19年4月から定款、役員名簿及び業務方法書等、法人として公開が必要とされる項目を随時掲載					B
1-4	情報公開制度・個人情報保護制度については、奈良県情報公開条例及び奈良県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。	1-4	県の情報公開条例及び個人情報保護条例の実施機関として、情報公開や個人情報保護の取扱いについての要綱を定め、適切な取扱いが行われるよう学内への周知を図る。	・法人として情報公開及び個人情報保護に関する取扱規程を定め、その運用に必要な要領、様式等を学内ホームページに掲載するとともに広く学内に周知(平成19年4月) ・奈良県情報公開条例、奈良県個人情報保護条例及び法人規程等に基づく取扱を実施					B

中期計画		年度計画		法人自己評価					評価	
				年度計画の達成状況及び評価の理由						
V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置				A	1	B	4	C	D	
1-1	総合周産期母子医療センターの本格整備を行う。	1-1、 2,3,4,5, 6	県との調整を行い、施設整備に向けた方向性を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施設整備のあり方について県と協議を実施 ・総合周産期母子医療センターの暫定整備に引き続き、A病棟において総合周産期母子医療センターの本格整備を図る。 ・併せてA病棟のリニューアル、旧D病棟を活用して臨床研修センターの暫定整備を行う。平成20年度には実施設計とともにA病棟の耐震診断を実施する。 ・また、老朽化している外来棟の整備のほか、旧耐震基準に基づき昭和56年までに整備された施設、医師・看護師研修センター棟の整備計画の策定に取り組む。 	B					
1-2	老朽化しているA病棟のリニューアルを行う。									
1-3	医師・看護師の確保を進めるため、臨床研修センターを暫定整備する。									
1-4	外来患者のアクセスに配慮した位置に外来棟を新たに建設するため、検討委員会を設置し、その整備を図る。									
1-5	本学のさらなる発展や現敷地が狭隘化していることなどを踏まえ、大学の一部を移転することも含め、旧耐震基準に基づき昭和56年までに整備された施設（臨床医学校舎、一般教育校舎、臨床講義室、大学本館、看護師宿舎等）の整備計画を策定する。その年次計画に基づき、整備に向けた取組みを推進する。									
1-6	また、医師・看護師を確保するため、医師・看護師研修センター棟の整備に向けた取組みを推進する。									
1-7	整備計画の策定に当たっては、周辺環境に配慮した配置や高層化等を検討するとともに、可能な限りバリアフリーなどの福祉的整備及び省エネルギー対策を考慮するものとする。	1-7	建物の改修にあたっては、バリアフリーに配慮した施設整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・病室6室（C病棟5階521～527号室）に手すりを設置（平成19年5月） ・浴室脱衣所9ヶ所（A病棟4階南、A病棟5階南、B病棟4階、C病棟4～8階、D病棟2階）に手すりを設置（平成19年6月） ・C病棟6階浴槽内に手すりを設置（平成19年11月） ・総合周産期母子医療センターの整備に当たり、A病棟6階北の一部に手すりを設置 	B					
1-8	利用者の視点に立った施設設備等の維持補修に取り組む、施設の利用環境の向上を図る。	1-8	利用者の視点に立った施設設備等の維持補修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・頭上の壁掛けテレビとの接触事故を防止するため、採血待合ホールに安全ポールを設置（平成19年4月） ・外来患者用の待合椅子を一斉に更新（平成20年1月） ・A病棟の一部診療科のベッドを一斉に更新（平成20年1月） 	A					

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評定の理由	評定
2-1	電気設備・機械設備・給排水衛生設備等の各設備について、機能の維持と向上に必要な保守点検を定期的を実施する。	2-1	各設備の保守点検を定期的実施するとともに、故障した各設備の維持修繕を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間保守点検及び緊急対応により386箇所の修繕工事を実施(建物・給排水等216件、電気設備70件、機械設備等69件、ボイラー・蒸気配管等31件) ・小修繕については、職員が対応(給水関係338件、木工関係463件) ・中央手術部余剰ガス排出装置改修及び滅菌用酸化エチレングスポンベ庫設置(平成19年12月～平成20年3月) ・プール排水配管公共下水等接続工事・プール便所改修(平成20年2月～3月) ・手術室用CVCF電源装置整備改修工事(平成19年12月～平成20年3月) ・総合研究棟無停電電源装置蓄電池取替工事(平成20年1月～3月) ・アスベスト除去工事(平成19年11月～平成20年1月) ・医療ガス設備等、電気・機械・給排水衛生設備の保守点検を定期的実施 ・設備等について更新のための長期計画(5カ年)の作成に着手 	B
2-2	経年劣化が進んでいる各設備について、更新計画を策定する。	2-2、3、4	(仮称)大学及び附属病院施設整備計画策定委員会の準備会を設置し、委員の構成、審議事項等について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センターの暫定整備に当たって、病院内に検討委員会を設置して推進を図った。 ・総合周産期母子医療センターの本格整備、A病棟のリニューアル、臨床研修センターの暫定整備、外来棟の整備等を図るために、計画策定委員会の委員構成等について検討を実施 ・ESCO事業研修会への参加(平成19年12月) 	B
2-3	更新計画の策定に当たっては、可能な限り省エネルギー対策を考慮するものとする。				
2-4	更新の年次計画に基づき、各設備の更新に着手する。				

中期計画		年度計画		法人自己評価					評価		
				年度計画の達成状況及び評価の理由							
VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置				A	1	B	3	C	1	D	
1-1	有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等に関する安全衛生教育を行い、環境保全を实践するための、取扱い及び管理に関するマニュアルを定期的に点検し、見直す。	1-1	有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等の安全衛生に関わる施設、設備などの整備状況の調査を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合研究棟の保守点検の際にRI廃水処理施設貯留槽の老朽化が見られたため、取替工事を計画(平成20年度に施工) ・感染性廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物について、それぞれ、許可業者に適法に処理させた。搬出については、その都度、職員が立ち会い、マニフェストを発行 ・PBCを含む特別管理産業廃棄物については、特別管理責任者の有資格者を選任し、適正に保管管理を実施 ・下水道法に定める水質基準に適合するよう、薬品廃水処理施設及び排水層等の設備を点検し、水質検査を実施 ・病院内外の感染防止を図るため、感染症廃水処理施設を維持管理 					B		
1-2	平成19年度中に敷地内全面禁煙を実施する。	1-2	平成19年度中に敷地内全面禁煙を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内全面禁煙を平成20年4月1日より実施することに決定し、その周知に努めた。 ・平成20年4月1日より敷地内全面禁煙を実施 					B		
2	天災・人災等、不測の事態への段階的対応マニュアルを見直し、訓練を通して随時検証・点検する。 ※ 不測の事態: 大地震による被災をはじめ、交通機関等の事故や大規模な食中毒被害等も考えられる。また、落雷等による停電や火災など大学自体が被災することも想定して考える必要がある。	2	天災・人災等、不測の事態への対応マニュアルの見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員等を対象に消防訓練(消火及び避難訓練)を実施(平成19年4月) ・看護師に対する避難経路の確認指導 ・エレベーターにおける危機及び災害に対する保安教育(平成19年8月) ・医療ガス設取扱い講習(新人研修)の実施(平成19年4月)、高圧ガス保安教育の実施(平成19年8月) ・消防点検の実施(平成19年5月、11月) ・防災に関する諸規定の整備に着手 					C		
3-1	教員、職員及び学生による学内美化清掃の推進を図る。	3-1	学生生活部会において、教員、職員及び学生による学内美化清掃の内容を検討し、実行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・構内自転車走行立哨指導(平成19年4月) ・構内放置自転車、単車撤去(平成19年6月) ・構内一斉清掃を実施(平成19年7月) ・構内剪定作業(平成19年8~11月) ・高等技術専門校生による剪定作業(平成19年12月) 					B		

中期計画		年度計画		法人自己評価	
				年度計画の達成状況及び評価の理由	評価
3-2	学内の緑化を進め、学生や患者が憩うことのできる環境整備に取り組む。	3-2	学生や患者を対象に、学内の緑化など環境整備に関するアンケートを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による構内剪定作業(平成19年8~11月) ・高等技術専門校生による剪定作業(平成19年12月) ・法人化記念植樹(精神医療センター周辺及び旧弓道場跡地)の実施(平成19年5月) ・職員による植栽作業(病院玄関前、大学本館前、大学校門前、基礎医学校舎玄関前)(平成19年5月) ・大学本館南側(中庭)の環境改善及び緑化の推進(平成20年3月) ・緑化基金の設置(平成20年3月) ・学長退官記念植樹(運動場他)の実施(平成20年3月) 	A